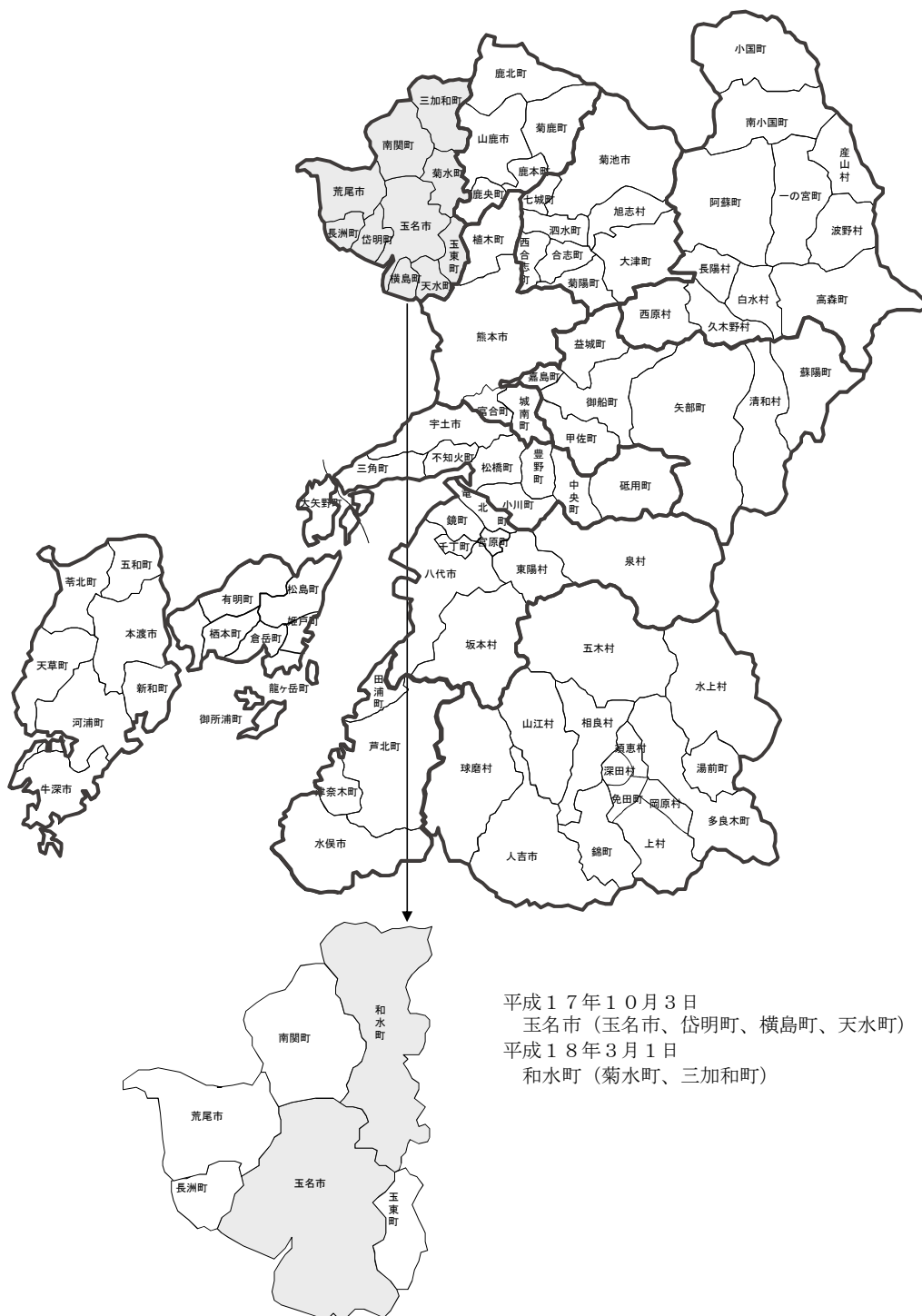


三 荒尾・玉名地域



一 一市町村合併推進要綱策定後の動向

平成一二年三月、県が示した合併推進要綱を受けて、同年六月、荒尾・玉名郡市の広域行政担当課長、県玉名地域振興局により構成される「荒尾・玉名地域広域行政研究会」が設置され、市町村合併の具体的な検討が始まった。同年一二月には、この地域における県の支援体制の充実強化のため、県玉名地域振興局に「市町村合併荒尾・玉名地域推進本部」が設置された。

荒尾・玉名地域広域行政研究会では、平成一二年一〇月に荒尾・玉名二市八町の職員に対し、市町村合併に係るアンケート調査を実施。平成一三年に入り、市町村合併の検討結果を市町長及び各市町議会へ説明した後、同年三月に研究報告書を作成、各市町の財政状況や合併の考え方をとりまとめた。

同年四月一〇日、各市町の首長及び議長による「荒尾・玉名地域市町村合併問題研究会」（会長は天水町長）が設置された。これは、県玉名地域振興局の呼びかけで、平成一二年度における局主催の研究会の検討を叩き台に、荒尾・玉名郡市における合併の枠組みを模索するために設けられた。五月八日に開催された第二回研究会において、各市町で八月までに住民説明会を実施するとともに、年内に合併の是非及び枠組みを決定し、合意形成を図ることとされた。

住民への周知啓発や機運醸成の取組みとしては、平成一三年八月、二市八町議会議員研修会が開催され、県市町村合併推進室長が「市町村合併と地域の将来」と題して講演を行った。さらに九月には、荒尾・玉名の両青年会議所と県玉名地域振興局の共催で「荒尾玉名地域市町村合併フォーラム」が開催され、市町村合併推進室長が講演し、約六五〇人の住民が参加。各市町でも、区長、住民を対象にした説明会が実施されたり、商工会等の民間団体における勉強会が開催されるなどした。

同年一一月の第五回合併問題研究会では、任意協議会の枠組みについて議論されたが、県の合併Aパターン（荒尾市・長洲町）【玉名市・岱明町・横島町・天水町・玉東町】、南関町・菊水町・三加和町）に沿う

べきとする意見、荒尾玉名二市八町での合併を求める意見、任意協議会で具体的な枠組みを議論すべきとする意見等が出され、結論は翌年に持ち越された。

平成一四年一月二九日に開催された第六回合併問題研究会では、任意協議会設置に向けての二市八町の議論がまとまらず、この時点で二市八町での枠組みは消滅したが、二月五日、玉名市、岱明町、横島町及び天水町の一市三町の首長は、玉東町を含む一市四町を軸に任意協議会を設置することで大筋合意した。

玉東町長は、五町（岱明町、菊水町、三加和町、南関町、長洲町）の共通課題であるごみ焼却施設建設用地問題が未解決であることなどを理由に、任意協議会参加に慎重な姿勢を見せていたが、三月の町議会において、「任意協議会に入ってどういう合併が良いか検討する」として、任意協議会に参加する意向を表明。また、長洲町長は、任意協議会へのオプザバー参加を表明し、菊水町、三加和町の両町長も、任意協議会に参加する意向を表明した。

荒尾市長は、南関町及び長洲町との打合せを早急に始めたいとしていたが、南関町長も「参加して情報収集を続けたい」として、玉名市を軸とする任意協議会に参加する意向を表明した。結局、荒尾市は、玉名郡市の協議の推移を見守るとして、任意協議会参加に向けた具体的な動きは見せなかった。

三月二五日、「玉名地域一市七町合併推進協議会」（会長は天水町長）（以下、「二市七町合併推進協議会」という。）が設立された。各市町の首長及び議長が参加し、顧問として県玉名地域振興局長が加わった。

二 玉名地域一市八町における合併検討の経緯

一市七町合併推進協議会にオプザバー参加していた長洲町は、町内関係機関等の意向等を踏まえて、同協議会への正式参加を決めた。これにより、平成一四年五月、一市七町合併推進協議会は改組され「玉名地域一市八町合併推進協議会」（以下、「二市八町合併推進協議会」という。）

となった。

一市八町合併推進協議会では、平成一四年九月の法定協議会移行を目指すし、将来ビジョンの作成や協議項目の抽出を行うこととされた。八月には新市将来ビジョン案が決定され、その前後には、各市町で住民への説明会が開催された。

一市八町合併推進協議会での議論が進んでいた七月、天水町広報誌に「町と議会の意向として合併枠組みは一市四町を第一に推進する」旨の記事が掲載され、他の市町にも波紋を広げたが、天水町長は一市八町での協議継続を明言した。

この時期、住民発議の動きも幾つか見受けられ、七月二三日、天水町小天地区の住民らが、隣接する熊本市との法定協議会設置を求める住民発議手続に着手、八月二十九日には、長洲町梅田地区の住民らが、荒尾市との法定協議会設置を求める住民発議の手続を開始した。

その八月二十九日、第六回一市八町合併推進協議会が開催され、一市八町の枠組みでの法定協議会設置議案を九月議会に提案するかどうかが議論されたが、玉東町及び三加和町が、町内における一市八町枠組みの支持が少ないとの理由から慎重姿勢を示し、結論は見送られた。続く九月の第七回一市八町合併推進協議会でも、この二町の明確な判断は示されず、結果的にこの二町を除く一市六町の枠組みをベースに、法定協議会設置を目指す方向が固まり、この方針での調整がなされていた。

しかし、一市六町の枠組みも更に変転した。一つの契機として、八月二七日に横島町で始まった、天水町・玉東町との三町法定協議会設置を求める住民発議で、横島町内二つの住民グループにより集められた有効署名は合わせて一、八五〇人、町内有権者の四割となった。また、同時期に行われた横島町の住民アンケートでも、「天水町・玉東町との三町合併」が有効回答数の四九・九%を占め、「一市六町」の三五・九%を上回った。

こうした背景の中で、一〇月、住民発議の本請求を受けた横島町長は、天水町長及び玉東町長に法定協議会設置議案の議会付議について意見照会を行った。両町長とも議会付議する旨横島町長に回答し、三町合併の

方向性が具体化しはじめた。

一月一日、第八回一市八町合併推進協議会の冒頭、天水町長が「今後は横島町・天水町・玉東町の枠組みで検討を進めたい。これ以上の迷惑は掛けられない。」として、任意協議会から脱退することを表明した。横島町長、玉東町長も事情を説明し、三町は会議の場から退席した。

残る玉名市、岱明町、菊水町、三加和町、南関町、長洲町の一市五町のうち、長洲町では荒尾市との法定協議会設置を求める住民発議が進行中で、南関町でも、一〇月中旬、三加和町との法定協議会設置を求める住民発議が開始されるなど、合併枠組みについての不確定要素もあったが、一市五町は、法定協議会設置の方向で一致した。

一市八町合併推進協議会は「玉名地域一市五町合併推進協議会（以下「一市五町合併推進協議会」という。）に改組し、玉名市長が協議会会長に就任した。平成一五年一月の法定協議会設置に向け、各市町の一月二回議会に法定協議会設置議案を提案する方針が確認された。なお、南関町では、この一市五町の枠組みに反対する町議が、一月二町定例議会に一市五町合併の可否を問う住民投票条例案を提案したが、賛成少数で否決された。

一方、一市八町合併推進協議会を離脱した横島町、天水町、玉東町の三町も、各町の一月二回議会では法定協議会設置議案を議決することとしていた。それに先立ち、一月一九日、天水町議会は住民発議による熊本市との法定協議会設置議案を賛成少数で否決した。

しかし、横島町議会では、三町合併での将来性を危惧する意見や、町民や議会に対する説明の不徹底を指摘する意見が多くなり、三町合併に対する賛否が拮抗してきた。また、二月上旬、横島町で、玉名市及び郡の数町での法定協議会設置を求める住民発議が立て続けに二件提起され、天水町でも、一市八町合併推進協議会の枠組みでの法定協議会設置を求める住民発議、更に、先に天水町議会で否決された熊本市との法定協議会設置に関する住民投票手続が開始されるなど、三町合併とは異なる民意が相次いで示された。

横島町議会では、三町合併反対派が過半数を占めるに至り、一月一

三日、横島町議会は三町法定協議会設置議案を賛成少数で否決した。これを受けて同月一六日には、天水町及び玉東町議会在が三町法定協議会設置議案を全会一致で否決。これをもって三町での法定協議会設置は事実上消滅した。こうした事態を受けて、横島町及び天水町は、一市五町合併推進協議会への復帰を申し入れることを決めた。

一市五町の各市町議会は、一月二〇日までに、順次法定協議会設置議案を可決した。このうち長洲町議会議案では、住民発議による荒尾市との法定協議会設置議案も併せて審議、これを賛成少数で否決し、一市五町の枠組みが固まった。

平成一五年一月一日、法定合併協議会に移行した「玉名地域一市五町合併協議会」（会長は玉名市長（以下、「一市五町合併協議会」という。）が設置された。これに先立ち、横島町及天水町は一市五町の枠組みへの復帰の申し入れを行い、一市五町側は初会合において、平成一五年二月一日付けの二町加入を承認した。

一市五町への復帰を見送っていた玉東町は、植木町から法定協議会設置議案の議会付議の意見照会を受けており、また年末年始には、玉東町内で、植木町との法定協議会設置を求める住民発議、玉名地域一市八町での法定協議会設置を求める住民発議が相次いで提起されるなど、民意は様々であった。こうした中、玉東町長は、今後の進路を住民アンケートにより判断するとした。

アンケートは、玉東町内の有権者四、七四八名に対して実施された。一月一八日に公表された集計結果によると、回収率九七・八％で、有効回答のうち「玉名地域一市八町」支持が六六・八％を占め、「植木町との二町合併」三三・二％を大きく上回った。これを受け、玉東町長は玉名地域一市八町の枠組みへの参加を決めた。これにより、玉東町内の玉名地域一市八町合併を求める住民発議の動きは終了し、また植木町長に対して、二町での法定協議会設置議案を議会付議しない旨回答した。

横島町、天水町、玉東町の各町議会は、法定協議会参加に係る議案をそれぞれ可決、玉名地域一市五町の議会も一市五町合併協議会の規約変更議案を可決。この際、三加和町議会は、南関町の住民発議による二町

での法定協議会設置議案を併せて審議し、五対六の賛成少数で否決した。これで玉名地域一市八町の枠組みが改めて固まった。

二月一日、「玉名地域一市八町合併協議会」（以下、「一市八町合併協議会」という。）が設置され、玉名郡市一体での合併に向けての具体的な協議が開始された。また、第三回会合では合併期日を平成一七年一月一七日と決定し、これを目途に協議を進めた。

合併協議が進行する中で、新市の名称について、公募の結果「玉名市」「たまな市」とするものが上位を占めたものの、「吸収合併のイメージがある」などとして一部の町が反発を見せた。この他にも、複数の協議項目において、各市町の意見の相違から、漸次調整に遅れが見えはじめた。

一市八町合併協議会の場において対立が明確化した訳では無かったが、玉名市議会内では、名称選定について「玉名市」を強く推す意見が出始めた。また、合併を前提とした電算システム統合関連議案について「合併が不確定であるのに予算が伴うものを先行させるべきでない」といった意見が大勢を占める状況となった。

こうした背景から、九月一二日、玉名市議会が、市長に一市八町合併協議会からの離脱を求める決議案を賛成多数で可決し、同時に合併を前提とした電算システム統合関連議案も否決した。決議に法的拘束力は無いものの、合併検討の核心に位置する玉名市議会の動向に、合併協議の先行きは一時不透明になったが、玉名市長は、玉名地域一市八町の合併推進を明言、他町長らも協議継続の方針を申し合わせた。

市議会の決議に対しては、玉名市民からも説明を求める声が上がった。玉名市内の複数の団体が構成される住民団体は、市議会に対し住民説明の場を設けるよう要望。これを受けて一〇月二二日、市議会議員二三人と住民団体代表ら市民一五〇人参加による意見交換会が行われ、住民団体は、議会に説明を求める住民一八、〇〇〇人分の署名を議会代表に提出した。臨席した住民からは「一時的な感情で合併を壊さないで欲しい」「一市八町の合併がどうしたら上手くいくか考えるべき」との申入れがなされた。

九月に無投票再選が決まった玉名市長も、市議会に対し、玉名地域一

市八町合併の必要性を説明し続けた。

その結果、一〇月二十七日、玉名市臨時議会では、先の離脱決議を打ち消す形で「一市八町での合併協議を進める旨の決議案」が可決され、同時に合併を前提にした電算システム統合関連議案も可決された。

一月七日、第一回一市八町合併協議会では懸案の「新市の名称」が委員の投票により、「玉名市」に決定したが、同月十二日、八町長及び議長から玉名市議会議長に対し、先の玉名市議会と住民団体との意見交換会の場で、一部市議の発言の真意を質す質問状が提出された。これに対し、玉名市議の一部から、逆に八町側を非難する趣旨の回答がなされた。

このため、一二月の第一二回一市八町合併協議会では、一部の町長から、一連の玉名市議会の動向が協議を停滞させたとして、協議会会長である玉名市長の責任を追及するに至り、玉名市長は協議会会長を辞任し、後任には天水町長が就任した。

平成一六年一月には、三加和町の住民グループが、玉名郡市一市八町での合併の賛否を問う住民投票条例制定請求手続に着手し、三月中旬には、請求に必要な町有権者の五〇分の一（九四人）を超える一、二二五人（町有権者の二六・一％）の有効署名を添えて本請求を行ったが、三加和町議会は四月一日に臨時議会を開き、条例案は賛成少数で否決された。

一市八町合併協議会では、合併協議にやや遅れが見られることや、合併特例法の一部改正法が成立して経過措置が設けられたことを勘案し、合併期日を平成一七年一月一七日から同年一〇月三日へ変更することを決定した。その後の協議で、調整が難航していた「財産の取扱い」について合意に至り、また、平成一五年から小委員会や協議会で議論が続いていた「議会議員の定数及び任期」について合意するなど、全四三の協議項目中、四一項目について合意に至り、「新市建設計画」「地域審議会の取扱い」の協議のみを残すだけとなった。

しかし、一方で、一部の町長が、他市町の下水道事業会計の累積赤字に言及し、これを負担することに町民了解が得られるか疑問であるとの

認識を示すなどしていた。

更に、一市八町合併協議会では、残された協議項目のうち、「新市建設計画」における新市財政計画の各市町毎の事業量をめぐり調整が難航し、平成一六年九月一四日の第二回一市八町合併協議会では、一部の首長が「各市町の考え方には余りに開きがあり、このままなら協議会を解散せざるを得ない」と表明するに至った。結局この日の合会合は、各市町がそれぞれ九月定例議会の間に議会と十分協議した上で、市町長及び議長の間合意で今後の方向性を検討する、との方針を確認して流会となった。

同月二四日の市町長・議長合同会議では更なる協議の中で、何とか解決策を見出し、玉名地域一市八町の合併協議を進めていくことを確認し、以後、県も交えての財政計画の修正案作りが行われたが、同月二十八日の市町長・議長合同会議でも、財政計画に係る複数の調整案が提案されたものの、遂に合意には至らなかった。各市町は、市町を取り巻く環境を考えれば合併は現状では避けては通れない課題であり、合意形成が難しくなった玉名地域一市八町の協議は一旦休止し、新たな枠組みを探ることで合意がなされた。

一〇月七日、第二回一市八町合併協議会では、市町長・議長合同会議の結果を踏まえ、「玉名地域一市八町の協議を一旦休止し、新たな枠組みを探る」ことが正式に合意された。

以下、一市八町合併協議会休止後の各市町の動向を記載する。

【玉名一市三町（玉名市・岱明町・横島町・天水町）】

一市八町合併協議会の休止が決まった後、玉名市、岱明町、横島町、天水町は、この一市三町での合併推進の方針を固め、平成一六年一月二日に法定協議会設置に向けた市町長及び議長による準備会合を開き、玉名地域一市三町での合併協議会設置に正式に合意し、合併協議にあたっての基本的な申し合わせ事項を確認した。

その前日、南関町長及び議長が、玉名地域一市三町の枠組みへの参加を申し入れていたが、一市三町側は、南関町議会や住民意思が不明瞭で

あることを懸念し、南関町の議会、住民の総意として再度申し入れがなされれば改めて検討すると回答した。結果的には、南関町は玉名地域一市三町への参加を見送った。

一月一五日から一六日にかけて、玉名地域一市三町の各議会は順次法定協議会設置議案を可決し、同月二〇日、「玉名地域一市三町合併協議会」（会長：玉名市長。以下「一市三町合併協議会」という。）が発足した。早速、新市名称を「玉名市」と決定、各市町毎に地方自治法に基づく地域自治区の設置を決定するなど、具体的な協議が開始された。

合併特例法の期限が迫る中で、玉名地域一市八町での検討の蓄積を最大限に生かした協議が続いた。平成一七年二月八日の第五回一市三町合併協議会で、新市建設計画を決定し、四二の全協議項目を確認した。

二月二三日、県知事を特別立会人に合併協定調印式が実施され、同月二八日、各市町議会において廃置分合関連議案が可決された（玉名市及び天水町は全会一致、岱明町及び横島町はそれぞれ賛成多数）。

三月一四日に、県知事への廃置分合申請が行われ、県から総務大臣への市制施行協議を経て、六月三〇日、県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、同日の総務大臣への廃置分合届出を経て、七月二一日、廃置分合に係る総務大臣告示が行われ、平成一七年一〇月三日、新「玉名市」が誕生した。

【菊水町・三加和町】

平成一六年一〇月の一市八町合併協議会の休止後、菊水町、三加和町、南関町での合併検討が顕在化し、同月二二日、この三町の町長及び議長会議が開催されたが、南関町は玉名市を軸とする合併を目指す意向を表明し、菊水町、三加和町もこれを尊重するとした。会合後、菊水町長及び三加和町長は、議会や住民と相談しながら、今後は二町合併を軸に合併枠組みを模索するとした。

二町内にあつては、議会や住民の間で、二町合併支持の他に、南関町を含めた三町合併、玉名市を含めた枠組みへの復帰、単独での町政運営等、様々な意見が出されたが、一二月月上旬までに、両町の議会全員協議会において、二町合併の方針が確認された。ただ、両町で南関町を含め

た三町合併を望む声も多かったことから、二町は再度、南関町にも合併協議への参加を打診した（結果的には、南関町の単独の方針を確認し、この動きは立ち消えた）。

一月中旬の両町長・議長による準備会合で、年内の法定協議会設置と、協議にあつての申し合わせ事項の確認を経て、同月二二日、両町議会は法定協議会設置議案の議決に臨み、両町とも賛成多数で可決した。同月二三日、「菊水・三加和合併協議会」（会長は三加和町長）が設置された。同月二六日の第一回菊水・三加和合併協議会を始めに、合併特例法期限に向けた協議がスタートした。

合併協議進行中の平成一七年一月中旬、三加和町住民による独自アンケートの結果が公表された。これは、平成一六年末に町内全一、六八八戸に配布されたもので、九二二戸から回答（回収率五四・六％）があり、「二町合併」が三九・六％、「単独」四七％となり、「単独」の理由として「将来、南関町を含む三町合併」が約半数を占めるなど、合併に対する民意はなお揺れていたが、両町執行部は、地域の将来を見据えれば合併は不可避であるとの認識を共有し、昨年一〇月に休止した玉名郡市一市八町での検討を素地に集中的な協議を行った。二月一七日の第四回菊水・三加和合併協議会において、全四一の協定項目すべてが確認された。

三月四日、県知事を特別立会人に二町の合併協定調印式が開催され、同月一七日には二町議会で廃置分合関連議案は賛成多数で可決された。

同月二五日に、県知事への廃置分合申請が行われ、六月三〇日、県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、同日の総務大臣への廃置分合届出を経て、七月二二日、廃置分合に係る総務大臣告示が行われ、平成一八年三月一日、新町「和水町」が誕生した。

【玉東町】

平成一六年一〇月一三日、横島町から玉東町に対し、玉名郡市一市三町の枠組みへの参加を呼びかけたが、この時は玉東町としては態度を明らかにしなかった。

一月一日、玉東町議会全員協議会は、合併は不可避の状況にあるとして、玉名一市三町又は植木町との合併の可能性を検討するとして、

同月八日の町議会全員協議会に出席した町長は、単独町制も選択肢に、複数のシミュレーションを検討した後、議会と協議したい旨の説明を行った。

同月一六日の町議会合併特別委員会では、今後の方向性が議論された。採決の結果、植木町との二町合併支持が多数で、この枠組みを調査検討する方向で意見集約され、町長にもその旨伝えられた。

町長は、町広報誌等において「合併の出来る相手を模索中で早期に方向性を出したい」と説明していたが、同月二〇日、依然として町の方向性が示されないことから、町区長会等は町議会に対し、合併に関する住民アンケートの実施を要請した。その後、町議会は区長会等と意見交換を行ったが、議会としての方針（植木町との合併の調査検討）は既に出ているとして、改めてのアンケートは実施しないこととした。

平成一七年一月二三日、玉東町長選が行われ、現職が再選を果たした。前述のとおり町議会は、植木町との合併の調査検討を町長に申し入れていたが、二月七日の議会全員協議会で改めて今後の方針を検討した。

ここでは、町長選を通じて町内の一市三町志向を感得したとの意見が多く出され、玉名地域一市三町枠組みへの参加を目指すことを確認、同月九日、議長が町長にその旨申し入れを行った。

しかし、同月一七日の町議会全員協議会では、町長は、合併は早い時期に進めなければならないが、新法下での合併も可能であり、まずは合併に向けた体制を整えたいとの意向を示し、翌一八日の町議会全員協議会では、「区長会や合併懇話会を開き意見を聴いたが、早急には住民の理解が得られない」として、玉名地域一市三町合併協議への参加申し入れを行わない方針を表明した。

【南関町】

南関町は、玉名地域一市八町合併協議の休止後、菊水町・三加和町との協議の場を持ったが、平成一六年一〇月二二日、三町長・議長会議で、南関町長は玉名市を軸とした枠組みでの合併協議への参加、又は単町を選挙する意向を表明した。

一月一日、南関町は玉名地域一市三町合併協議への参加を申し入れ

たが、玉名地域一市三町側は同町議会の足並みが揃っていないとして、法定協議会設置日となる同月二〇日までに、南関町の議会・住民の総意を得てから再度参加申入れを行うよう回答した。

これを受け、南関町では、同月八日から一三日にかけて、町内四校区毎に住民説明会を開催し、これまでの検討経緯や、「南関町単独」「菊水町・三加和町との合併」「玉名郡市一市三町への参加」「郡市一体」の四パターンについて将来見通し等を説明したが、住民の意見は分かれた。また、南関町議会の全員協議会においても、玉名郡市一市三町の枠組みに参加するか否かの見解は割れた。

結果、南関町長は、合併は必要だとしながらも、議会、住民の意向を踏まえ、玉名地域一市三町の合併協議には参加せず、当面単独町政で行くことの方針を固め、一二月定例議会で単独町制の方針を改めて説明、今後町政の厳しさが予想されるが、住民の理解を得ながら進むしかないと言った。

【長洲町】

玉名地域一市八町の協議休止後、町長は平成一六年一月九日の町議会合併問題調査特別委員会で、周辺自治体からの合併の呼び掛けは特に無く、単独町制しかないのが現状であると説明した。同月二二日の町議会合併問題調査特別委員会で、町長は単独町制の方針を正式に表明、議会からも特に異論は出されなかった。

町は一月二八日から一二月七日まで、町内七カ所で合併検討経緯と今後の町制についての住民説明会を実施。住民からの目立った反発等はなく、合併に関する動きはこのまま終息した。

三 荒尾市における合併検討の経緯

平成一三年、「荒尾・玉名地域市町村合併問題研究会」における合併検討がなされる一方、この年の秋に開かれた荒尾市執行部と住民との対話集会では、県の合併パターンに限らず、隣接する福岡県大牟田市との合併に関する質問が複数なされた。

平成一四年三月、荒尾市長は市議会一般質問に答え、長洲町又は長洲町及び南関町との合併が望ましいと考えておりその可能性を探っていくと述べ、両町と早急に任意協議会を立ち上げなければならないとの考えを示した。なお、大牟田市については、県境を超えるため手続面等で困難ではとの見解を示した。

しかし、この時期、玉名郡の各町は、次々と玉名市を軸にした合併協議への参加を表明する状況にあった。県玉名地域振興局は、荒尾市に対し、合併協議へオプザーバー参加してはどうかとの提案も行ったが、荒尾市は、先方からの打診がない状況では参加できないとし、任意協議会には参加せず、玉名地域一市八町の協議を見守ることとなった。

平成一四年の春から初夏の時期は、民間団体に関する動きも多く見受けられた。五月、荒尾市は、市内の主要団体を対象に「荒尾地域の市町村合併を考える会」を開催、市の今後の方向性を探る試みを行った。同月、市商工会議所内に市町村合併問題研究会が設置され、翌月には、隣接する「大牟田まちづくり市民会議」の合併検討委員会が、荒尾市の有志と懇談会を開いた。懇談会に参加した住民からは、大牟田市との合併は必然であり、先駆的な越県合併を成功させようとの前向きな意見も出た。

こうした動向もあつてか、荒尾市の六月定例議会では、市長は引き続き長洲町、南関町との合併を目指すことを第一義としつつ、単独市制や大牟田市との合併も選択肢として、民意の高まりを待ちたいと語った。

八月には、隣接の大牟田市主催の市町村合併問題を考える「講演会&公開討論」に荒尾市長も参加した。また、九月に開催された「大牟田・荒尾地域振興推進協議会」(行政・議会で構成)の平成一四年度総会では、合併も視野に入れ市町村合併の研究を共通課題とすることが両市間で合意された。

九月四日、大牟田市長は、荒尾市、南関町、長洲町を含めた周辺三市六町に、九月議会終了後の合併研究会立ち上げの呼び掛けを行った。これに対し、荒尾市、南関町は同意したもの、最終的には他市町の足並みが揃わず、研究会の発足には至らなかった。

同月一〇日には、民間での合併やまちづくりの検討組織として「荒尾まちづくり推進協議会」(民間七〇団体で構成)が発足、合併問題の調査研究、情報収集や啓発活動を行うこととした。

一〇月三十一日、長洲町で、荒尾市との法定協議会設置を求める住民発議の本請求が行われ、長洲町長の意見照会を受けた荒尾市長は、一月、二町での法定協議会設置議案を議会付議する旨回答した。

二月四日の荒尾市議会では、長洲町との法定協議会設置議案を賛成多数で可決したが、長洲町では、既に玉名郡市一市五町法定協議会設置議案の議決公算が高く、同月二〇日、長洲町議会は荒尾市との法定協議会設置議案を賛成少数で否決し、一方、玉名郡市一市五町法定協議会設置議案を賛成多数で可決した。これにより、長洲町での住民発議の手続は終了、「荒尾市・長洲町」の枠組みは実現しなかった。

荒尾市長は、任期満了を以て勇退を表明。二月二日に行われた荒尾市長選挙で初当選した新市長は、平成一五年三月定例議会で、合併問題は最重要課題と認識しているが、現在の市を取り巻く状況から、合併特例法の期限にこだわらず、中・長期的な視点で取組み、まず自力で市の課題(競馬、バス、下水道会計の赤字等)を解決し、その次の段階で玉名郡市一市八町又は県境を越えて大牟田市を選択していくのかを検討していく旨発言した。

六月上旬からは、市内で住民懇談会が開催されたが、ここでの市民の意見は「単独」が最多で、次いで「大牟田市との合併」、「玉名郡市一市八町との合併」の順であった。また、同時期に「荒尾まちづくり推進協議会」が実施した住民アンケート(対象者三一九二人、回答二、三一人(七二・六％))の結果では、枠組みで最も多かったのは「単独」五九四人(二七・八％)、次いで「大牟田市」四八〇人(三一・五％)、続いて「長洲町」四六八人(二二・九％)、「玉名郡市一市八町」二二七人(一〇・二％)となった。

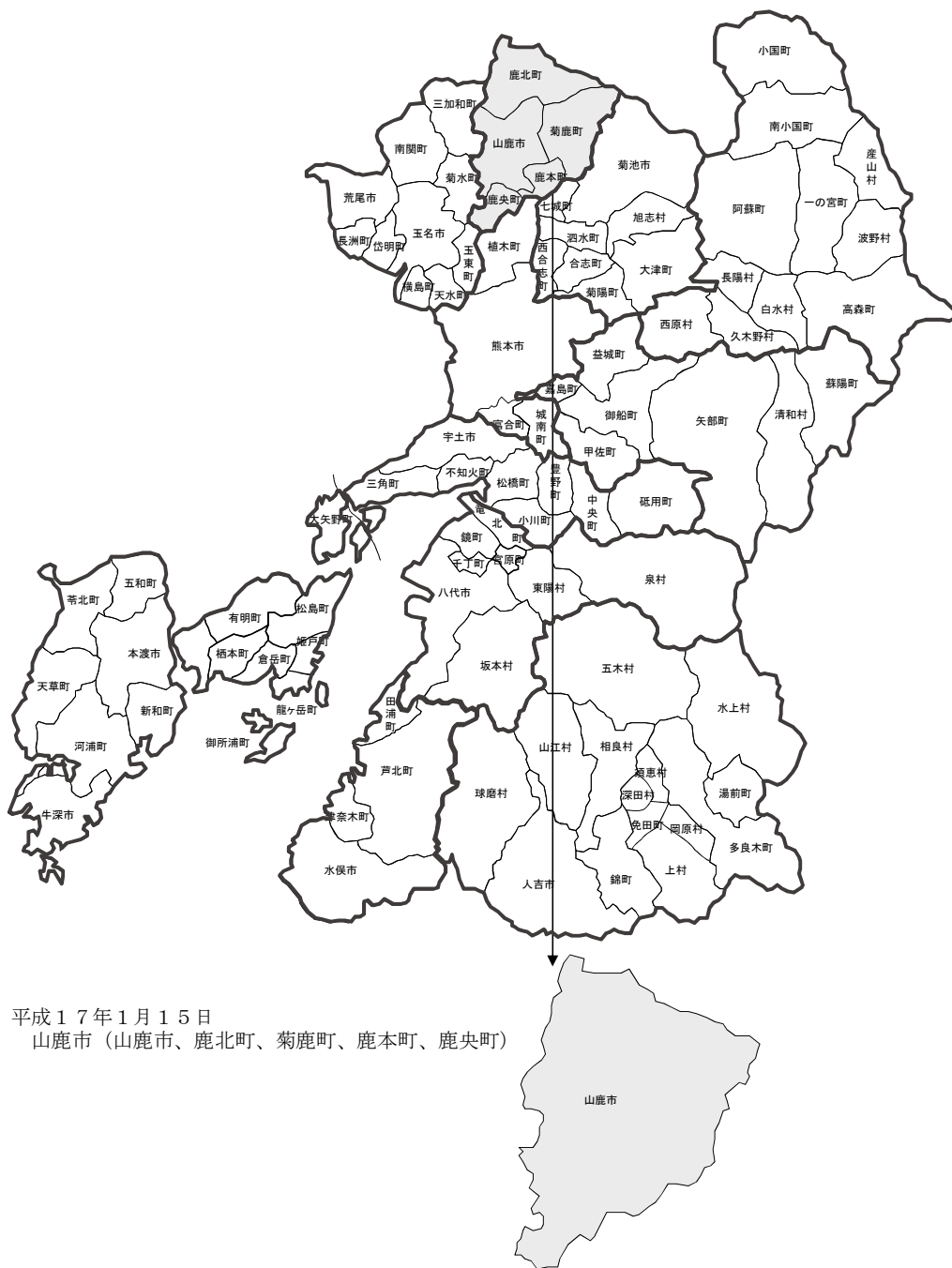
こうした結果を総合して判断するとしていた市長は、九月定例議会でも、合併は必要だとしつつ、①大牟田市との合併は越県合併であり膨大な手続が必要、②長洲町との合併は既に玉名地域一市八町で合併協議中、③

玉名地域一市八町への参加賛成は少数、といった結果から、残り二年を切った合併特例法期限内での合併は、荒尾市としては現実的には見送らざるを得ないとした。

この意思表示により、荒尾市における合併検討の気運はそのまま終息した。

その後、平成一六年一〇月、玉名地域一市八町の合併協議が休止し、玉名地域の合併枠組みが再編されることとなったが、荒尾市に隣接する長洲町や南関町は、当面単独での町制運営を行う旨表明したことから、荒尾市長は合併の働きかけは差し控えたいとし、具体的な合併論議には至らなかった。

四 山鹿・鹿本地域



平成17年1月15日
 山鹿市（山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町）

一 県市町村合併推進要綱策定後の動向

平成一二年三月に県が示した市町村合併推進要綱を受けて、同年六月、県鹿本地域振興局管内各市町の総務・財政・企画担当係長により構成される「近未来行政研究会」が設置された。事務局は県鹿本地域振興局が担当。この研究会は、山鹿・鹿本地域の行政のあり方及び市町村合併に関する資料の作成を主たる目的として設置されたものであった。翌平成一三年三月には、当研究会から各首長へ、「今後必要な改革及び市町村合併に関する研究報告書」が提出され、市町村を取り巻く環境変化や、合併のメリット、デメリット等が提示された。

平成一三年二月五日には県鹿本地域振興局に「市町村合併鹿本地域推進本部」が設置され、この地域における県の支援体制が整備されてきた。

同年八月には、県鹿本地域振興局の主催で、山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町、植木町（以下、「一市五町」という。）の首長による「山鹿鹿本地域行政問題検討会」（以下、「行政問題検討会」という。）が設置され、首長レベルでの検討がスタートし、合併に伴う財政やサービス見直し等を研究することを目的に、平成一四年二月までに、四回の会議を開催した。

一月に開催された第三回行政問題検討会では、県鹿本地域振興局から、平成一四年四月をもって任意協議会を設置してはどうかとの提案がなされたが、この時点では各市町とも合意に至らなかつたものの、合併枠組み等を広く議論する検討会の設置については前向きであった。

翌平成一四年二月の第四回行政問題検討会では、検討会の設置目的であった財政見直し等についての最終報告が行われた。この席で、鹿本郡町村会で既に合意されていた合併の枠組み検討を行う会の設立が提案され、出席者は賛意を示した。

三月一日の一市五町首長会議において、一市五町の首長に議会議長を加えた「山鹿鹿本地域市町村合併問題検討会」（以下、「合併問題検討会」という。）の設置が正式に合意され、合併の枠組みの検討に着手し、平成一四年六月議会までに結論を得ることとされた。

こうした取組みと平行して、市町村合併に係る周知啓発の取組みも行われた。平成一四年二月六日には、市町村合併の機運醸成を図るため、県鹿本地域振興局主催による市町村合併リーディング・シンポジウムが開催され、住民や行政関係者等約八〇〇名が参加している。

また、山鹿市では、三月に市議会と共催で、県の市町村合併推進室長を講師に合併シンポジウムを開催。四月には、市区長会とも連携し、校区毎の市民懇談会を開催している。五町でも、それぞれほぼ同時期に住民に対する説明会がスタートしている。

五月八日に開催された、第三回合併問題検討会では、一市五町の枠組みによる合併について、積極、消極双方の意見があり、一致を見ず結論を持ち越した。同月二十九日の第四回合併問題検討会でも、一市五町の合併枠組みについて、「賛成一（山鹿市、鹿本町、鹿央町）」「反対（植木町）」「検討中」（鹿北町、菊鹿町）となり、六月定例議会前までの意見の集約は出来ず、合併問題検討会はそのまま解散することとなった。

植木町長は、この会議終了後の記者会見で、住民説明会で町民の意見を聴いた結果、町民の大多数は一市五町の枠組みを望まず、単独での市昇格や、鹿央町、玉東町等との合併を望む声が強いようだとし、一市五町の枠組みからの離脱の意向を示した。

以後、植木町を除く山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町（以下、「一市四町」という。）により、それぞれ新たな合併の可能性を模索していくこととなった。

二 山鹿・鹿本一市四町における合併検討の経緯

合併枠組みについて検討中としていた菊鹿町長は平成一四年六月二〇日、枠組みについては言及しなかつたものの、町議会で「任意協議会の設立に参加したい」と発言。また、七月二五日には、鹿北町長が、町民アンケート結果で「合併が必要」とした割合が比較的高かつたこと、また町議会も任意協議会参加で一致していたこと等から、同じく一市四町の任意協議会設置の意向を表明した。

八月二日、一市四町の首長及び議長による会合が行われ、任意協議会設立の合意がなされた。

八月二〇日、一市四町の首長、正副議長、県鹿本地区振興局長により構成される鹿本地区合併任意協議会（会長：菊鹿町長。以下「任意協議会」という。）設立総会が行われ、年内の法定協議会移行を目指し、協議項目の洗い出しや新市将来ビジョン骨子の策定作業、住民への周知啓発等の取組みがスタートした。

山鹿鹿本一市四町の任意協議会での協議は順調に進み、概ね予定通りのスケジュールで推移した。一二月一八日から二五日にかけて、各市町議会で法定協議会設置議案が順次議決された（鹿北町は賛成多数、外四市町は全会一致で可決）。

平成一五年一月一日、鹿本地区合併協議会（会長：菊鹿町長。以下「合併協議会」という。）が設置された。合併協議会は、首長、正副議長、各市町からの学識経験者各六人、県関係二人で構成された。協議会の下には助役、合併担当課長による幹事会、担当部課長による専門部会等が設置され、検討が重ねられた。

三月開催の第三回合併協議会で、合併期日を「平成一七年一月一五日」にすることを確認。五月開催の第五回合併協議会では、合併議員の任期及び定数の取扱いを「設置選挙」「選挙区設置」に決定し、選挙区の設置は、当時県下の合併検討では初めての事例となった。七月開催の第七回合併協議会では、新市事務所の位置を「現山鹿市役所」とし、合併後三年を目途に、適地を求め新市庁舎を建設することが確認された。もっとも、具体的な庁舎建設予定地の選定については、合併直前まで議論が続けられることとなり、結果的には、新市発足後における公表を待つこととなった。

合併協議の状況については、随時広報誌等による住民への情報提供が行われていたが、特に住民への周知啓発の取組みとして、一二月一〇日、市町村建設計画の周知と住民等の合併への理解を深める事を目的に、合併協議会主催による「鹿本地区合併シンポジウム」が開催され、総務省行政体制整備室長による講演と、合併協議会事務局からの市町村建設計

画についての説明が行われた。

同月一六日、鹿北町芋生地区の住民等が、地方自治法第七四条に基づき「一市四町合併の賛否を問う」住民投票条例制定請求手続に着手、翌平成一六年一月二三日には、請求に必要な有権者の五〇分の一（八八人）を超える三四九人（町有権者の八・〇％）の有効署名を添えて本請求がなされた。これを受けた鹿北町長は、住民投票は必要との意見書を付した上で、議会に諮る方針を明らかにした。

同日、鹿北町主催で、町の合併審議会（各種団体の長等）への説明がなされたが、この席では、住民投票の実施を疑問視する意見が多く出された。同月三〇日に行われた町の区長会でも、同じような反応が見られた。

二月一〇日、鹿北町議会臨時会において住民投票条例議案が審議された。町長は、判断材料の一つとして住民投票は必要との見解から、条例案に賛成意見を表明。「これまでの蓄積があり、合併協議が終盤に差し掛かる時点での住民投票は不要」「署名を尊重し民意を問うべき」など、賛否双方から討論がなされ、採決の結果、賛成一、反対一〇の賛成少数で条例案は否決された。

詰めの協議が続く中で、三月上旬、任意協議会発足以来、協議会会長の要職を務めてきた菊鹿町長が、健康上の理由から町長・協議会会長職を辞職することを表明。協議会会長代理には、規約により鹿北町長が就いた。

町長辞職に伴う菊鹿町長選挙では、前町長の方針を引き継ぎ、合併を推進するとした前町議会議長が、住民アンケート実施を訴えた前町議を破って当選。また、同時期、鹿本町長も無投票三選を果たし、当地域の合併推進の方向性に特に影響は与えなかった。

当地域の合併協議では、新市名称についての協議がやや難航した。度重なる協議を経て、四月二六日開催の第一六回合併協議会で、最終決定を首長、議長に委ねる意見が出され、これを踏まえて各首長議長が協議を行った結果、「山鹿市」に決定された。同日、新市建設計画についても確認がなされ、遂に四九の協議項目すべてが合意されるに至った。

六月一八日に、県知事を特別立会人に合併協定調印式を開催。同月三〇日に、各市町議会で廃置分合関連議案が可決された。七月二六日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、県から総務大臣への市制施行協議を経て、九月三〇日の県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、一〇月七日の総務大臣への廃置分合届出を経て、平成一六年二月五日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、合併が確定した。

県知事への廃置分合申請後は、合併日に向け、事務機構等の詰めの調整が続けられ、平成一七年一月一日、新「山鹿市」が誕生した。

三 植木町における合併旧法下での合併検討の経緯

平成一四年四月、植木町は、区長やJA関係者、女性代表等による「市町村合併問題住民懇談会」を設置した。この中で、合併の枠組みについては、委員から、「熊本市との合併」「植木町を主体に市制施行を目指す近隣町との合併」などの意見が多く出され、山鹿鹿本一市五町案については支持しないこととされた。

五月一三日から二三日にかけては、町内九地区で市町村合併問題住民説明会が開催されている。この時にも、合併そのものに反対する意見は少なかつたものの、山鹿鹿本一市五町の枠組みに賛成する意見は少なく、近隣町での合併、熊本市との合併を望む意見が多数であった。

こうした状況を受け、同月二四日に開催された植木町市町村合併問題住民懇談会と町議会合併問題特別委員会、それぞれ山鹿鹿本一市五町での合併を希望しないことが確認された。そして同月二九日、前述のように「山鹿鹿本地域市町村合併問題検討会」は解散、これにより植木町は実質的に鹿本郡市の枠組みから離脱することとなった。

枠組みからの離脱後、当初、植木町は、鹿央町との合併を申し出ていたが、七月に入り、鹿央町が山鹿鹿本一市四町合併の方針を明らかにしたため、以後、植木町は近隣町の動向を見守る姿勢に入った。

七月二四日、植木町内の住民グループが、「町と熊本市は生活圏が一致しており、政令市移行は地域発展の好機である」などととして、熊本市と

の法定協議会設置を求める住民発議手続に着手した。

これに対し、八月中旬、町内の建設関連団体や農業者有志等が、「大資本に押され仕事が無くなる」「農業が軽視され衰退する」などとして、熊本市との合併をしないよう求める要望書を町長と議会宛に提出した。また、同月二三日には、住民グループが「熊本市に吸収されるのは不安で、玉東町の方が話し合いながらまちづくりが可能」などとして、玉東町との法定協議会設置を求める住民発議手続を開始した。

九月一日、熊本市との法定協議会設置を求める住民グループは、請求に必要な有権者の五〇分の一（四九五人）を超える六六七九人（町有権者の二七・〇％）の有効署名を添えて本請求を行った。これを受けて、同月二〇日、植木町長は熊本市長に対し法定協議会設置議案の議会付議について意見照会。熊本市議会は一〇月、法定協議会設置議案を可決した。

一方、玉東町との法定協議会設置を求めるグループは、一〇月二五日、請求に必要な有権者の五〇分の一（四九五人）を超える八、一〇六人（町有権者の三二・八％）の有効署名を添えて本請求を行い、植木町長は玉東町長に対しても法定協議会設置議案の議会付議について意見照会を行った。

ただこの時期、玉東町は、横島町、天水町との三町合併を推進する方針を固め、十一月一日、それまで参加していた玉名地域一市八町合併推進協議会（玉名市、岱明町、横島町、天水町、玉東町、菊水町、三加和町、南関町、長洲町）を脱退した。この動きを見た植木町長は、翌二日、議会運営委員会の場で、玉東町との合併可能性は無くなり、広域行政の実情や農協合併の経緯等からは、熊本市との合併には必然性は無く、単独での町制運営も可能として、当面は合併をしない方針を表明した。

同月二五日、植木町議会において、住民発議に基づく熊本市との法定協議会設置議案は、否決された。これを受け、熊本市との合併推進派は、二月九日、後続の住民投票手続に着手した。

一方、隣接する玉東町では、一二月下旬、植木町との法定協議会設置

を求める住民発議の手続が開始されていた。平成一五年一月に玉東町で玉東町・植木町二町合併推進派が開いた住民説明会には、複数の植木町議も出席し、植木町との合併に理解を求めた。もともと、結果的には、玉東町は玉名郡市の枠組みに復帰することになったことから、玉東町長は植木町長に二町での法定協議会設置議案を議会付議しない旨回答、また、玉東町内の植木町との法定協議会設置を求める住民発議も本請求に至らず終息した。

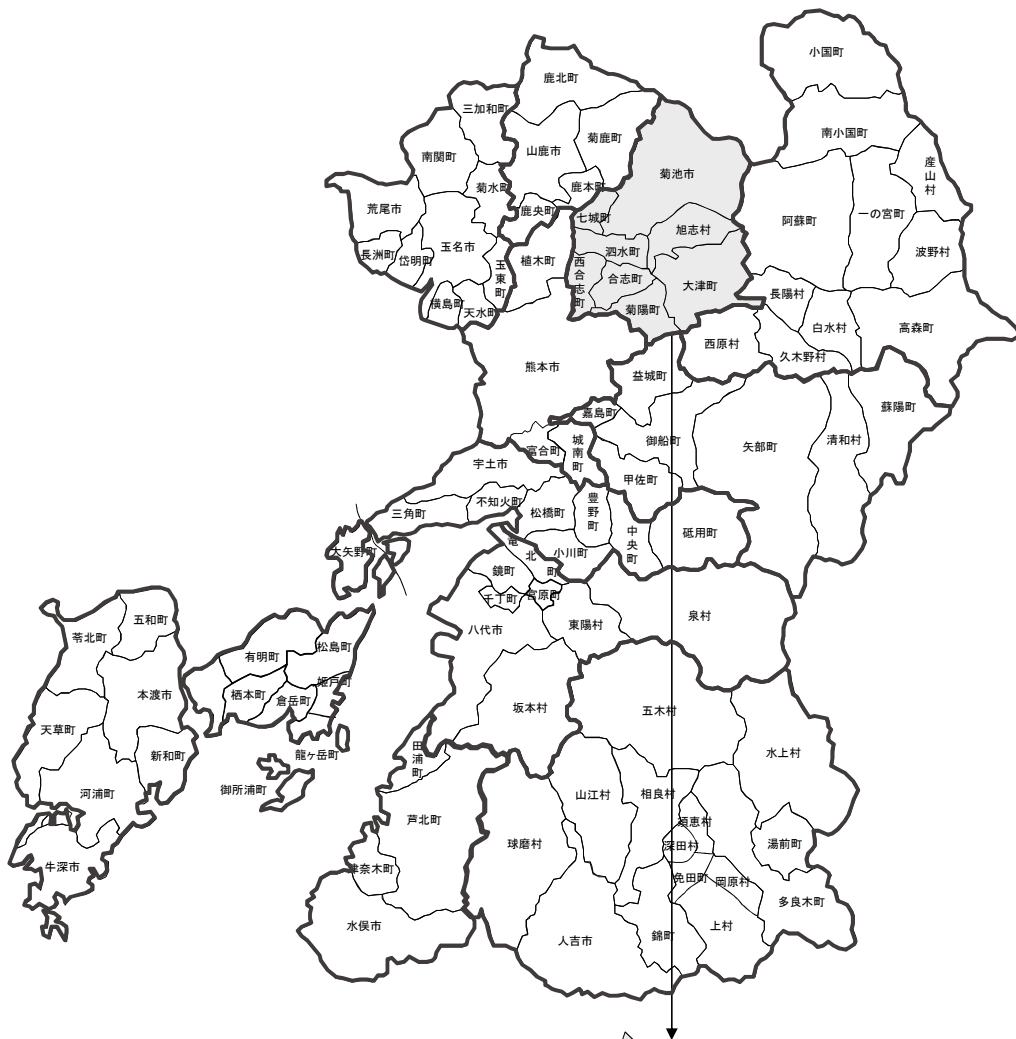
二月一二日、植木町で、熊本市との法定協議会設置を求める住民投票に係る本請求が、請求に必要な有権者の六分の一（四、一三六人）を超える七、〇九三人（町有権者の二八・七％）の有効署名を添えて行われ、住民投票の実施が決まった。投票が近づくこと、賛否両派が広報車巡回やビラ配布等を行い、積極的な投票を求めた。

住民投票は、三月二三日に投票が行われ、賛成六、五六八、反対一〇、八六四となり、法定協議会の設置はならなかった（投票率七一・三〇％）。これにより、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議、住民投票の一連の手続はすべて終了した。

以後、町は単独町制を踏まえたまちづくりプランの策定に着手するなどし、合併に関する議論はそのまま終息していった。

植木町のその後の経緯については、熊本地域の動きの中に詳記した。

五 菊池地域



平成17年3月22日
 菊池市（菊池市、七城町、旭志村、泗水町）
 平成18年2月27日
 合志市（合志町、西合志町）



一 県市町村合併推進要綱策定後の動向

平成一二年三月に県が示した市町村合併推進要綱を受けて、平成一二年度から菊池広域行政推進委員会の広域行政部会において、市町村合併についての研究が始められ、平成一三年二月の同委員会の会合にて、首長レベルで検討を行う「市町村合併検討会」を設置することが決定された。

相前後するが、一月四日には県菊池地域振興局に「市町村合併菊池地域推進本部」が設置され、この地域における県の支援体制が整備されてきた。

合併検討会の設置を前に、住民に合併問題を考えていただく場を提供するべく、菊池広域行政推進委員会や菊池青年会議所、県菊池地域振興局等が主体となり、四月二〇日、「菊池地域市町村合併シンポジウム」が、管内の市町村議員、職員及び区長等約六〇〇人が参加して開催され、県立大学助教授による講演や、ダイアット形式の討論等が行われた。

五月二二日、管内の首長で構成され、県菊池地域振興局が事務局を務める「菊池地域市町村合併検討会」（会長・菊陽町長。以下「合併検討会」という。）の第一回会合が開催され、合併枠組みの調査・研究、連絡調整等を所管事項とした。

その後、一〇月中旬、大津町長が、隣接する阿蘇郡西原村役場を訪問し、個人的立場としながらも、西原村長に対して合併協議を申し入れた。大津町長は、並行して菊池郡市との協議も継続するとした。

また、一月下旬までに、菊陽町、合志町及び西合志町の三町長は、三町での合併勉強会の立ち上げについて合意に至り、「菊陽・合志・西合志合併問題職員研究会」（以下、「職員研究会」という。）が二月一〇日に設置された。熊本市の東北部に位置し諸条件も近い自治体同士として、各種の情報交換及び三町共同での事務レベルでの調査研究を行うこととされた。

平成一四年三月二九日、第六回合併検討会で、任意協議会の枠組みについての意見集約が行われた。ここで、菊池市、七城町、旭志村及び泗

水町（以下、「北部四市町村」という。）は、菊池郡市一体での任意協議会設置を希望したが、大津町は「大津町、菊陽町、阿蘇郡西原村」、菊陽町及び合志町は「菊陽町、合志町、西合志町」を希望、西合志町は検討中とした。この時、意向の一致を見た市町村だけで任意協議会を立ち上げてはどうかとの意見もあったが、複数の自治体が再検討を望み、結論は持ち越された。

続く四月一八日の第七回合併検討会で、再度、各市町村長から任意協議会の枠組みについての意向説明がなされたものの、前回、郡市一体合併を求めた泗水町が、合志町、西合志町との三町合併を希望するとし、また、西合志町は検討中としながらも隣接地域との合併を志向し、郡市一体の枠組みには慎重な姿勢を示した。これにより、郡市一体を希望していた市町村は、合併枠組みの再検討を余儀なくされた。

以下の動向は、説明の便宜上、菊池地域を【北部四市町村（菊池市・七城町・旭志村・泗水町）】と【南部四町（大津町・菊陽町・合志町・西合志町）】に分けて記載するが、その後、菊池郡市全域に関係する取組みとしては、平成一五年一月三一日に「菊池地域市町村合併シンポジウム」が開催されている。

これは、県菊池地域振興局が、菊池郡市八市町村の首長、議会議員及び住民等を対象に開催したもので、当日は約四〇〇人が参加、合併検討の先行事例紹介や、総務省自治行政局合併推進課職員による全国の検討状況等の説明が行われた。

二 菊池北部四市町村における合併検討の経緯

平成一四年四月二三日、それまでの菊池郡市一体での合併検討の方針からの転換を余儀なくされた菊池市長及び議長は、七城町、旭志村、泗水町の三町村の首長及び議長に対し、任意協議会設置の申し入れを行った。

菊池市は、郡市一体での合併検討を断念し、地理的・歴史的関係に加え、人的・経済的にも強い関わりがある北部四市町村での合併を目指す

意向を表明し、五月に開催した市民への説明会でも、北部四市町村の合併に理解を求めた。

しかし、この時点では泗水町は、先述のように合志町・西合志町を志向し、旭志村と七城町は、これから住民の意向を集約し、議会とも協議するが、現段階では白紙との姿勢であった。

また、旭志村で四月から五月にかけて行われた住民アンケート（二〇歳以上の村民を無作為抽出し、二、一四〇人に対し実施。回答率九五・九％）では、合併の枠組みを問う三択設問で、「大津町方面」が五四・七％と、「菊池市方面」の二八・八％、「合併しない」の一六・五％を大きく引き離し、菊池南部への志向が浮き彫りになり、旭志村は大津町との合併を希望するに至った。

このため、六月三日に開催された第八回合併検討会では、菊池市が北部四市町村合併の意向を改めて表明したものの、他の三町村の同意は得られなかった。

ここで、周辺地域との合併を模索することとした旭志村、泗水町の、平成一四年夏以降の経緯を記載しておく。

旭志村は、先述のアンケート結果に従い大津町に合併を打診した。大津町は、七月に入り、旭志村の意向に応え、当時に話を進めていた西原村を含む三町村での勉強会を設置することにしたが、西原村は旭志村の参加を想定していなかったため、村民の理解を得るには時間が必要などとして、結果的には、八月にはこの三町村の話は白紙に戻った。これを受けて、旭志村議会は、以前から打診を受けていた菊池市との合併を進める方針に転換した。

しかし、九月二四日、再度大津町へ合併を働きかけるべきとして、旭志村川辺地区の住民等が、大津町との法定協議会設置を求める住民発議手続に着手、三日後には、大津町でも旭志村との二町村での法定協議会設置を求める住民発議手続が開始された。一方で、同月三〇日、旭志村で、広域行政組合等の繋がりが、河川流域としても自然であるなどとして、北部四市町村での法定協議会設置を求める住民発議の手続がス

タートした。

旭志村長は、こうした住民発議の動向を当面静観するとしていたが、一〇月四日に開催した村民への説明会では、大津町との合併が白紙となった事実を重く受け止め、北部四市町村での合併を目指すと表明した。

一月二五日、旭志村で大津町との法定協議会設置を求める住民グループは、請求に必要な村有権者の五〇分の一（八七人）を超える一、六三七人（村有権者の三七・六％）の有効署名を添えて本請求。大津町でも、旭志村との二町村での法定協議会設置を求める住民発議について、一月二日に本請求が行われた。一方、一月二日、旭志村で北部四市町村での法定協議会設置を求める住民グループが、請求に必要な村有権者の五〇分の一（八七人）を超える一、三七三人（村有権者の三一・六％）の有効署名を添えて住民発議の本請求を行った。

この住民発議の動きとほぼ同時期にあたる一月中旬から下旬、大津町で、町内有権者に対して市町村合併についてのアンケート調査が実施され、結果的には、南部四町の合併を望む声が多くなった。

これにより、大津町執行部は合併の方向性を南部四町を軸とすることとし、平成一五年二月二一日、大津町長は旭志村長に対し、旭志村との法定協議会設置議案を議会付議しない旨回答した。旭志村長もほどなく、大津町の住民発議を受けての法定協議会設置議案を村議会に付議しない旨大津町長に回答し、旭志村と大津町の二町村での法定協議会設置を求める住民発議手続は終了した。

泗水町では、合併相手として希望していた合志町と西合志町が、菊陽町と共に三町で任意協議会を設置するに至っていたことから、この任意協議会への参加を申し入れたが、平成一四年八月一三日、三町側から参加を断られた。

しかし、一〇月一〇日、泗水町住吉地区の住民等が大津町、菊陽町、合志町、西合志町との五町での法定協議会設置を求める住民発議手続に着手した。二月九日になされた本請求では、請求に必要な町有権者の五〇分の一（二二〇人）を超える四、五五二人（町有権者の四一・三％）

の有効署名が添えられた。この頃、合志町でも、同じ五町での法定協議会設置を求める住民発議が進み、こちらも一二月に本請求に至った。泗水町、合志町の両町長は、それぞれ関係町長に法定協議会設置議案の議会付議について意見照会を行った。

同時期、大津町と菊陽町では、大津町、菊陽町、合志町、西合志町の四町での法定協議会設置を求める住民発議が進行し、四町全てで議会付議される段階に進んでいた。しかし、平成一五年一月から二月にかけて、大津町及び西合志町の議会が、この四町での法定協議会設置議案を否決した。

大津町長は、四町の枠組みの否決直後であるため、これに泗水町を加えた五町の枠組みの成立可能性も低いと判断、また、町内アンケートでの五町枠組みの支持率も低かったことから、この法定協議会設置議案を議会に付議しないことに決し、二月二十八日、泗水町、合志町の両町長にその旨回答、これにより泗水町と合志町の住民発議手続は終了した。

ここまで述べてきたように、旭志村、泗水町では、平成一五年二月末の時点で、当初志向していた枠組みでの合併検討の途は一旦断られた。その上で、北部四市町村は、旭志村住民から出されていた北部四市町村合併を求める住民発議に対する判断を問われることになった。

菊池市長は旭志村長に対し、いち早く議会付議する旨回答していたが、三月一日、七城町長も、「北部四市町村での検討の必要性もあると判断した」として、法定協議会設置議案を議会付議する旨を旭志村長に回答した。続いて泗水町長も「選択肢の一つとして四市町村の検討も必要と判断した」として、議会付議を決めた。

四月一八日、各市町村議会の臨時議会で、北部四市町村での法定協議会設置議案が審議された。菊池市議会及び旭志村議会では、それぞれ賛成多数で可決したが、七城町、泗水町の両町議会では、慎重な協議が必要として、議員から継続審議の動議が出され、それぞれ全会一致で委員会に付託され継続審議となった。この時、両町の議会は議員改選直前であり、その後、任期満了に伴い、議案はそのまま審議未了・廃案となっ

た。

五月一九日に開催された第九回菊池地域市町村合併検討会においては、泗水町は南部四町に泗水町を加えた五町での合併、七城町は郡市一体での合併を、それぞれ再度関係市町村に打診したが、了承は得られなかった。

その後、南部四町で法定協議会移行の動きが具体化したことから、泗水町は南部との合併を断念、平成一五年七月に入り、泗水町は北部四市町村での合併協議を進める方針を明らかにした。さらに、七城町も検討の場に加わる旨明らかにし、七月末、北部四市町村の首長が会合を持ち、任意協議会の設置を確認した。

八月一日、菊池北部四市町村合併任意協議会(会長：泗水町長。以下「北部任意協議会」という。)が設置された。任意協議会では北部四市町村の三役、正副議長等で構成され、新市将来ビジョン骨子の策定や、法定協議会での協議項目の洗い出し等を行うこととされた。協議はほぼ予定通り進み、十一月五日の第四回北部任意協議会までに必要な協議が調い、各市町村の臨時議会で法定協議会設置議案が提案されることになった。

北部四市町村のうち、この時点ではまだ合併するかどうかはあくまで白紙としていた七城町では、一〇月中旬から、北部任意協議会での検討を踏まえた住民説明会を実施するとともに、全有権者を対象に北部四市町村合併についての意向調査を行った。一月四日、その調査結果が集計され、有効回答のうち「賛成」が二、〇一〇人(四六%)、「反対」が二、三五七人(五四%)と、僅差ながら反対が上回る結果となった(有権者数四、七三一人、回答四四六七人、回答率九四・四%。無効票一〇〇)。

この結果に、七城町長の判断に注目が集まったが、合併協議に前向きな町議会の意向もあり、町長は、今後も具体的協議を進めていくとしたが、最終的には住民の判断を仰ぐ必要があるとして、法定協議会設置議案に併せて、北部四市町村合併の賛否を問う住民投票条例案も提案すると表明した。

同月一七日、菊池市及び泗水町の各議会で法定協議会設置議案がそれ

ぞれ賛成多数で可決、同月一八日には旭志村議会でも可決された。同月二四日には、七城町議会で、法定協議会設置議案と住民投票条例案が全会一致で可決された。

一月二五日、菊池北部四市町村合併協議会(会長：泗水町長。以下「北部合併協議会」という。)が設置され、この日行われた第一回会合において、これまでの北部任意協議会での承認事項を改めて確認し、早速具体的な協議に取り掛かった。同協議会は、三役、正副議長、議会合併特別委員長、各市町村からの学識経験者各五人、県菊池地域振興局長で構成され、協議会の下には総務、企画課長による幹事会、担当課長による専門部会等が設置された。

以後の協議で、合併期日は平成一七年三月二二日と決定し、これに向けて協議が進められたが、協議が深まるにつれ、七城町の住民投票の実施時期が各市町村の関心事となってきた。このため、平成一六年五月、菊池市・旭志村・泗水町の市町村長及び議長は、七城町長に対して住民投票の早期実施を要望した。

七城町の住民投票時期は、最終的には八月二九日投票と決まり、七城町長は一票でも多い方の方針で進めるとして、住民投票の結果に従う旨明言した。町執行部は住民投票の約一ヶ月前から住民説明会を開催。また、合併推進に理解を求める議員を中心に住民説明会が、八月七日、八月二二日の両日、菊池地域振興局長や市町村合併推進室長を講師に招き、開催された。

住民投票の結果、「合併賛成」が七六・五%を占め、反対を大きく上回る結果となり、七城町長は四市町村での合併推進を明言した(賛成二、六六〇、反対八一八)。

北部合併協議会では、一〇月二二日に開催された第一三回会合で、最後の協議項目となっていた「財産及び債務の取扱い」が承認され、五一の合併協定項目すべてが確認されるに至った。

同月二八日、県知事を特別立会人に合併調印式が開催され、翌二九日、菊池市、七城町及び旭志村の各議会で廃置分合関連議案を賛成多数で可決。一月二日には、泗水町議会で廃置分合議案が賛成多数で可決され

た。

一月五日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、県から総務大臣への市制施行協議を経て、一月二二日、県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、平成一七年一月四日の総務大臣への廃置分合届出を経て、一月二六日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、三月二二日、新「菊池市」が誕生した。

三 菊池南部四町における合併検討の経緯

平成一三年一二月に職員研究会を設置して検討を進めていた菊陽町、合志町及び西合志町の三町は、平成一四年六月三日に開催された第八回合併検討会で、六月中に任意協議会を設立することを明らかにした。

三町の執行部はそれぞれ町議会に説明を行い、同月二五日、菊池南部三町合併任意協議会(会長：合志町長。以下「南部三町任意協議会」という。)が設置された。

八月に行われた第二回南部三町任意協議会では、同協議会への参加の打診をしていた泗水町に対し、三町での協議を進めていることから、現時点での参加了承は困難との回答を行うことが確認された。

一方、この頃、大津町は菊陽町に合併を打診しつつも、平成一四年六月、まずは阿蘇郡西原村との勉強会を立ち上げることとし、更に七月には、合併を打診してきた旭志村に対しても勉強会設置を働きかけることとしたが、八月一九日、西原村長と議長が、旭志村の参加を想定していなかったため、村民の理解を得るには時間が必要などとして、大津町長に検討の白紙化を申し入れた。これを受け、大津町は検討方針を一旦白紙に戻すことでまとまった。

さて、南部四町及び周辺町村では、平成一四年夏から秋にかけて、住民発議が頻発した。以下、南部四町に関係する請求内容を時系列に並べた。

① 七月二日、西合志町で、同町須屋地区の住民等が「当町は熊本市のベッドタウンとして発展しており生活圏は一体で、民意にも添う」等と

して、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議に着手。九月六日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（四二九人）を超える一、六九五（町有権者の七・九％）の有効署名を添え本請求。なお、西合志町内では、これに対して、南部三町任意協議会の枠組みで合併推進すべきとする住民グループが、町議会への請願を旨とした署名活動を開始、任意協議会事務局職員を招いての住民集会を開催するなどし、九月九日、住民グループが七、六二六人の署名を添え、町議会に南部三町での合併推進を求める陳情書を提出。

② 七月五日、菊陽町津久礼地区の住民等が、「通勤通学等の生活圏が重なっており、共に政令指定都市へ移行すべき」などとして、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議手続に着手。九月三日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（四三六人）を超える九七八人分（町有権者の四・五％）の有効署名を添えて本請求。

③ 八月五日、菊陽町久保田地区の住民等が、「農業、水道、消防等での繋がりが深く、人口一〇万を超える中核都市として発展できる」などとして、大津町・菊陽町・合志町・西合志町の四町での法定協議会設置を求める住民発議手続に着手。九月一日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（四三六人）を超える一、四五五人（町有権者の六・七％）の有効署名を添えて本請求。

④ 九月六日、大津町高尾野地区の住民等が、「二〇万都市が実現し、経済的・財政的に強い自治体が生まれる」などとして、大津町・菊陽町・合志町・西合志町の四町での法定協議会設置を求める住民発議に着手。一〇月二五日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（四三二人）を超える一、九一六人（町有権者の八・九％）の有効署名を添えて本請求。

⑤ 九月二四日、旭志村川辺地区の住民等が、大津町との法定協議会設置を求める住民発議手続に着手。十一月二五日、請求に必要な村有権者の五〇分の一（八八人）を超える一、六三七人（村有権者の三七・六％）の有効署名を添えて本請求。

⑥ 九月二七日、大津町杉水地区の住民等が、「農業地域として一体性があり人的交流も深い」などとして、旭志村との法定協議会設置を求める

住民発議手続に着手。一二月四日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（四三二人）を超える二、〇三九人（町有権者の九・四％）の有効署名を添えて本請求。

⑦ 一〇月一日、泗水町住吉地区の住民等が、泗水町・大津町・菊陽町・合志町・西合志町の五町での法定協議会設置を求める住民発議手続に着手。一二月九日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（二二一人）を超える四、五五二人（町有権者の四一・三％）の有効署名を添えて本請求。

⑧ 一〇月一日、合志町栄地区の住民等が、泗水町・大津町・菊陽町・合志町・西合志町の五町での法定協議会設置を求める住民発議手続に着手。一二月二〇日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（三五〇人）を超える二、九七三人（町有権者の一七・〇％）の有効署名を添えて本請求。

⑨ 一〇月二八日、西原村小森地区の住民等が、大津町との法定協議会設置を求める住民発議手続に着手。一二月二六日、請求に必要な村有権者の五〇分の一（九九人）を超える二、一八一人（村有権者の四四・五％）の有効署名を添えて本請求。

⑩ 一月七日、大津町陣内地区の住民等が、西原村との法定協議会設置を求める住民発議手続に着手。平成一五年一月九日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（四三四人）を超える一、五五七人（町有権者の七・二％）の有効署名を添えて本請求。

また、平成一四年夏以降、南部四町ではそれぞれ住民アンケートも行われているので、その内容についてもここでまとめて記述する。

九月一七日、菊陽町は町と町議会が共同で実施した住民アンケートの集計結果を公表した。調査は、八月下旬に町内九、六七三世帯に用紙を発送して実施したもので、この日までに四、二七六件（回収率四四・二％）の回答があった。結果、合併枠組みについては、「熊本市」三三・七％、「大津・菊陽二町や南部四町等、大津町を含む枠組み」が一八・五％、「南部三町（菊陽町・合志町・西合志町）」一七・五％、「単独」一五・

二%、「わからない」一一・三%の順であった。

西合志町では、一〇月下旬から全世帯対象の住民アンケートを実施した。町内三、三〇五世帯が回答（回答率三四%）したこのアンケートでは、合併自体については「必要」が六六%を占めた。合併枠組みについては、「菊陽・合志との三町」三九%、「熊本市」三七%、「菊陽・合志・大津との四町」八%、未回答一六%となった。

合志町では、一月、全世帯（七、三〇二世帯）を対象に実施され、二、二二〇世帯が回答（回収率三〇・四%）。任意協議会を設置している三町での合併について、「賛成」五三・二%、「反対」一四・八%、「どちらとも言えない」三〇・八%となった。また、全回答者のうち三町以外の枠組みを希望する意見は「熊本市含む」一一・四%、「三町+大津・泗水」一一・二%、「単独」九・三%、「三町+大津」六・四%と続いた。

大津町では、一月、二〇歳以上の町内在住者（二二六〇四人）を対象に行われ、九、〇八八人が回答（回収率四二・一%）。結果、合併枠組みについては「菊陽・大津・合志・西合志」二九・九%、「大津・西原」一六・〇%、「大津・西原・旭志」一五・四%、「単独」一五・四%、「わからない」一三・二%、「大津・菊陽・合志・西合志・泗水」六・八%、「大津・旭志」三・三%の順となった。

さて、西合志町及び菊陽町の先述の①及び②の住民発議による法定協議会設置議案については、平成一四年一〇月一〇日、熊本市議会がこれを可決した。

これを受け、①について、一月一九日の西合志町議会の臨時議会で熊本市との法定協議会設置議案が審議された。ここでは、既存の任意協議会を重視する意見、熊本市の財政状況を危惧する意見、熊本市と合併し政令指定都市移行を目指すべきとする意見など、賛否の討論があったが、採決の結果、賛成少数で否決された。

これに対し、①の住民発議を行った西合志町の住民グループは後続の手続に着手し、平成一五年二月一四日、請求に必要な町有権者の六分の一（三、五七八人）を超える四、五三六人（町有権者の二一・一%）の

有効署名を添えて住民投票の実施請求を行った。

一方、菊陽町議会では、②について、平成一四年一月二五日に臨時議会が開かれ、熊本市との法定協議会設置議案を賛成少数で否決した。こちらにも住民グループは後続の住民投票手続に着手したが、署名簿の提出に至らず、②の住民発議手続は終了した。

平成一五年一月末には、菊陽町及び大津町の③及び④の住民発議による菊池南部四町合併協議会設置の成否が注目された。

大津町執行部は、平成一四年一月の住民アンケート結果から、菊池南部四町での合併を軸に進める方針を固めていたが、平成一五年一月二八日の大津町議会の臨時会では、検討の枠組みに入るべきとする意見、地理的に大津町が端になり不利とする意見など、賛否の意見が出され、採決の結果、賛成少数で、法定協議会設置議案は否決された。これにより、③の菊陽町の住民発議の手続は終了した。続いて二月三日、菊陽町議会及び合志町議会が、法定協議会設置議案を賛成多数で可決。残る西合志町議会は、翌四日に臨時会を開いて法定協議会設置議案の審議を行ったが、これまでの菊陽町・合志町との三町での合併協議を重視する意見が優勢で、賛成少数で否決、これにより④の手続も終了した。

⑤の旭志村の住民発議については、先述のように大津町執行部が南部四町での合併を軸に進める方針を固めたこと、また、大津町民アンケートの結果、「大津町・旭志村」が三・三%と少数であったことから、二月二一日、大津町長が旭志村長に対し、法定協議会設置議案を議会付議しないことを回答し、手続は終了した。

⑥の大津町の住民発議は、⑤の住民発議を大津町長が議会付議しなかったこと、また、旭志村執行部が北部四市町村での合併を志向するに至っていたことなどから、同月二八日、旭志村長が議会付議しないことを決め、手続が終了した。

また同日、大津町長は、⑦及び⑧の南部四町に泗水町を加えた五町での法定協議会設置議案についても、先に③及び④の住民発議による南部四町での法定協議会設置が退けられている以上、五町での法定協議会設置は厳しいとの判断から、議会付議しないことを決め、合志町、泗水町

の両町長に議会付議しない旨回答し、⑦及び⑧の手続が終了した。

西合志町では、①の住民発議に基づく熊本市との法定協議会設置の可否を問う住民投票が三月二三日に投票され、賛成五、四二一、反対八、八二九となり、法定協議会設置は見送られた（投票率六七・七四％）。これにより①の西合志町における住民発議の手続もすべて終了した。

このように、合併枠組みに関する住民発議・住民投票が頻発する中で、菊陽町・合志町・西合志町の南部三町任意協議会での検討は依然継続していた。

三月二五日、第六回南部三町任意協議会が開催され、法定協議会への移行について協議が行われたが、菊陽町は、大津町も含めた四町合併の意見が議会内に多いため、三町合併を一旦白紙としたい旨表明した。このため、各町は検討の白紙化を含め持ち帰り検討することとなった。南部三町任意協議会事務局は一旦閉鎖され、当面、各町課長クラスで構成する幹事会を中心に、三町間の連携を図っていくことが確認された。

五月一九日、第九回合併検討会が開催され、この席で、菊陽町長から、任意協議会を構成する三町に大津町も加えた南部四町の枠組みで合併検討を進めたいとの意向が示された。四町はそれぞれ六月議会議中に枠組みについて検討し、法定協議会を設置して合併を検討するとの方針を固めた町同士で合併協議会を立ち上げるとの方針が確認された。

六月下旬までに、合志町・西合志町の両町長は、四町合併への賛意を示した。

大津町長も四町での合併推進の意向を示したが、大津町では、隣接する阿蘇郡西原村との間での協議を模索する住民の動きが続いていた（先述の⑨及び⑩の住民発議等）。七月三日、大津町議会において、住民発議に基づく西原村との法定協議会設置議案が審議され、賛成少数で否決され、これにより⑨の西原村の住民発議の手続は終了した（九月には、西原村議会も大津町との法定協議会設置議案を否決するに至り、⑩の手続も終了）。大津町は菊陽町に対し、合併協議に参加する意向を伝え、これにより四町の意向が出揃い、七月中に各町議会で法定協議会設置議案が順次提案、可決された。

八月一日、菊池南部四町合併協議会（会長：菊陽町長。以下「南部合併協議会」という。）が設置され、具体的な合併協議がスタートした。協議会は、首長や正副議長、住民代表らで構成され、下部組織として幹事会、各種専門部会等が置かれ、新市の名称や庁舎位置、議会議員の定数及び任期等、特に検討が必要な項目については小委員会が設置されることも決まった。

合併協議が続いていた平成一六年一月、大津町錦野地区の住民等が、住民に合併の可否を問うべきなどとして、菊池南部四町合併の賛否を問う住民投票条例制定請求の手續に着手した。

大津町長は、住民投票には肯定的な考えを示し、三月九日、合併後のまちづくりの姿を住民に正確に示した上で最終的に住民の意向を確認するなどとして、菊陽町・合志町・西合志町三町との合併の賛否を問う住民投票条例案を自ら議会に提案した。条例案は、同月二二日の町議会で賛成多数で可決され、即日公布・施行された。この条例は、住民投票を実施するかどうかの判断が町長に委ねられており、住民投票は合併手続を進めるための必要条件であるとした町住民グループが求める条例案とは異なっていたため、同じく二二日、住民グループは、請求に必要な町有権者の五〇分の一（四四一人）を超える三、〇七三人（町有権者の一四・〇％）の有効署名を添えて住民投票条例制定の直接請求を行ったが、この条例案については、四月八日の大津町臨時議会で賛成少数で否決された。

大津町における住民投票は、五月二三日に投票が行われ、四町合併賛成が有効投票数の過半数を超えた（賛成六、三四五、反対五、九八五。投票率五七・六六％）。大津町長は、町の姿勢に理解を頂いたとして、合併協議を継続し、今後議論をより深めていきたいとの意向を示した。新市の名称が「東熊本市」に決定した五月二七日の第一〇回南部合併協議会では、大津町長から住民投票結果について報告があり、四町合併に取り進む姿勢が改めて確認された。

相前後するが、四月三〇日には、西合志町須屋地区の住民等が、菊池南部四町合併の賛否を問う住民投票条例制定請求手續に着手し、六月二

八日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（四四一人）を超える二、一三四人（町有権者の九・六％）の有効署名を添えて直接請求を行ったが、七月一二日の西合志町議会の臨時議会では、合併協議会や議会の判断を尊重するという意見が多く、賛成少数で条例案は否決された。

六月三〇日の第一回南部合併協議会では、既に確認していた合併期日（平成一七年二月二十八日）について、合併特例法の一部改正により一年間の経過措置が設けられたことを踏まえ、菊陽町長が合併期日の延期を提案した。これについては、七月二日の第二回南部合併協議会で、大津町が難色を示したが、最終的には多数決となり、合併期日の変更が決まった。

この合併期日延長決定を受け、八月に開催された第一三回南部合併協議会では、大津町から、重要な協議項目の再協議や、新市初年度予算編成方針の協議が提案された。しかし、九月に開催された第一四回南部合併協議会では、先の大津町の提案に対し、菊陽町、合志町、西合志町の三町は再協議は不要とした。これに対し、大津町も要望が受け入れられない限り合併期日延長には反対であるとして譲らなかった。

一〇月二〇日、第一五回南部合併協議会が開催されたが、大津町からの再協議提案についてはこの日の協議でも結論が出ず、大津町と他三町側との調整はいよいよ困難となり、大津町長から合併協議会での協議を休止するとの意思表示がなされた。

これに対し、残る三町も対応を協議した結果、最終的に合併協議会の休止が決定された。南部四町による合併協議はこの時点で事実上終了し、正式には、平成一七年二月二十八日付けで、南部合併協議会は廃止された。

大津町と袂を分かつこととなった菊陽町、合志町、西合志町は、一〇月二三日、三町執行部及び正副議長による会合を開き、三町での合併を推進することを確認し、法定協議会設置を目指し、それぞれに議会や住民への説明に入った。

このうち、一月一二日に行われた菊陽町議会合併特別委員会では、三町で合併特例法期限内の合併を進めることについて採決が行われた結果、反対派が多数を占める状況であった。これに対し、菊陽町内では、

各種団体代表で構成する町民委員会や区長会が、町に対し三町合併推進の要望を行う一方、住民グループからは拙速な合併協議は避けるべきという意見も出された。

一月五日、三町議会の臨時議会で法定協議会設置議案が審議され、合志町議会、西合志町議会では、それぞれ賛成多数で可決された。

判断が注目された菊陽町では、一人三もの議員が討論に立ち、合併特例法期限を目前にした駆け込みは疑問とする意見、財政力のある三町が合併してより高度な住民サービスを提供すべきとする意見など、賛否が飛び交ったが、採決の結果、賛成少数で否決となり、三町での合併協議会設置には至らなかった。

以下、菊池南部四町のその後の個々の動向を見ていく。

【合志町・西合志町】

菊陽町との三町での合併には至らなかったものの、合志町及び西合志町の執行部及び議会は、これまでの合併協議の蓄積から、合併特例法期限内の二町での合併は十分可能であるとの判断から、二町合併を目指すこととなった。

二月二六日、合志・西合志両町の執行部及び議会代表による一回目の会議で、二町合併を進めるための将来ビジョンを早急に策定することが確認され、翌平成一七年一月一〇日の第二回会議では、策定した将来ビジョンをもとに、二町合併についての検討がなされ、合併特例法期限内の合併に再度取り組むことについて大筋で合意した。

二町での合併推進について、両町議会は賛成意見が多数を占めた。合志・西合志両町は住民説明会を集中的に実施し、一月三十一日、両町臨時会で二町での法定協議会設置議案が賛成多数で可決された。

二月一日、両町の三役、正副議長、学識経験者等で構成された合志西合志二町合併協議会（会長は合志町長）が設置された。以後、協議会や幹事会、専門小委員会等で、三月二一日の第六回協議会までに、集中的な協議が行われ、全五二の協議項目を確認した。

この間、合志町の住民グループから、町長に対し二町合併の是非を問

う住民投票の実施を求める陳情がなされ、また、西合志町の住民グループから、合併協議会に対し二町合併の理由を質す公開質問状が提出されるなど、合併協議の期間や性急さを懸念する意見もあったが、両町は、住民説明会を実施するなどして住民に理解を求め、その後住民から目立った抗議等は無かった。

二町では、三月二四日に県知事を特別立会人に合併調印式を開催。同月二八日、両町議会は臨時議会を開き、廃置分合関連議案はいずれも賛成多数で可決された。

三月三〇日に、県知事への廃置分合申請が行われ、県から総務大臣への市制施行協議を経て、六月三〇日、県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、同日の総務大臣への廃置分合届出を経て、七月二一日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、平成一八年二月二七日、新市「合志市」が誕生した。

【菊陽町】

平成一六年一二月五日、菊陽町議会で合志町・西合志町との三町での法定協議会設置議案が否決され、町は合併特例法期限内の合併を断念した。

議会の判断に対し、菊陽町内の「市町村合併を検討する町民委員会」と区長会は、議会議員全員に対し、法定協議会設置議案に反対した理由や、合併に関する意向などを聴く公開質問状を送ったが、議会側は、再度の混乱が予想されるとして回答を控えた。

その後は、町では合併に向けた具体的な動きは顕在化しなかった。

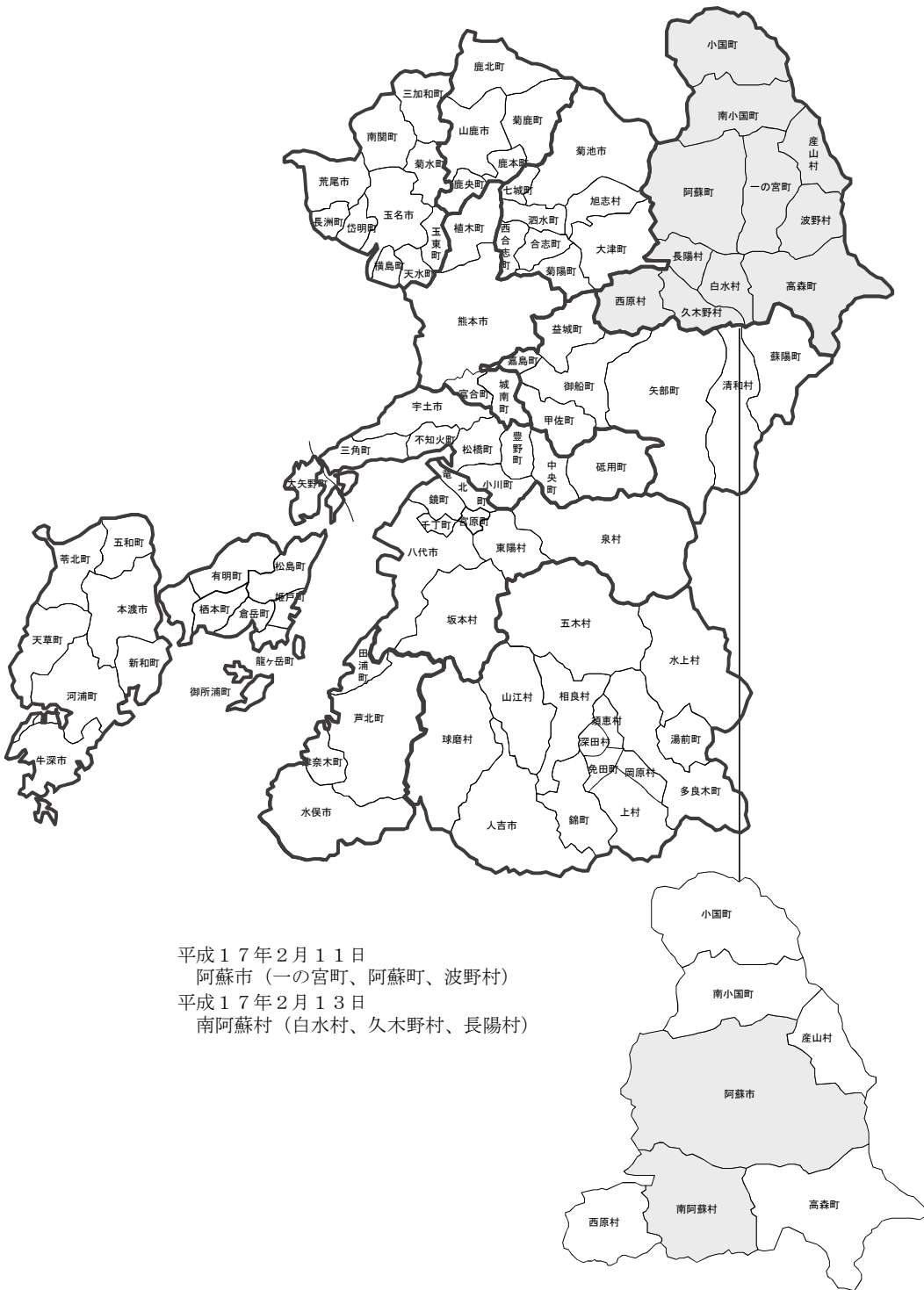
【大津町】

平成一六年一〇月に菊池南部四町合併協議会の休止が決まり、同月二十九日、大津町長は町議会合併問題特別委員会に対する報告を行い、法定協議会再開の可能性について否定した。これに対し、議員の一部からは、先の住民投票の結果を無視しているといった意見もあったが、最終的には町長の判断が了承された。

一月一七日、町内の住民グループが町長宛に、「三町に対し合併協議会参加中止の撤回を申し入れ合併協議を再開する」よう求める要望を行ったが、町側は、同月一九日に開催された住民説明会で、改めて四町合併協議への復帰は無いと明言した。

一月下旬、これまで合併協議に携わってきた現職町長が急逝。一月二六日に投票票となった町長選には新人二人が立候補したが、いずれも前町長の町政継承を掲げたこと、また、合併特例法期限が目前に迫っていたことから、両候補とも当面の単独町制を志向した主張を行い、具体的な合併議論が浮上することは無く、当選した新町長は、将来的には合併は必要としながらも、当面は単独で町制にあたっていく方針を改めて示した。

六 阿蘇地域



平成17年2月11日
阿蘇市（一の宮町、阿蘇町、波野村）

平成17年2月13日
南阿蘇村（白水村、久木野村、長陽村）

一 県市町村合併推進要綱策定後の動向

平成一二年三月に県が示した市町村合併推進要綱を受けて、同年六月六日、「阿蘇地域合併問題研究会」が、阿蘇郡一二町村の総務課長、県阿蘇地域振興局振興調整室長により、地域の分析及び合併の是非を検討することを目的に設置された。

平成一三年二月二三日には、各町村の職員や住民に対する周知啓発を目的に、県主催の「市町村合併シンポジウム」が阿蘇町で開催され、管内の首長、議会等の行政関係者、住民等約三〇〇名が参加した。

同月二〇日には、県阿蘇地域振興局に「阿蘇地域市町村合併推進本部」が設置された。

この頃、「阿蘇地域合併問題研究会」は報告書を作成し、阿蘇地域の一二町村が合併した場合の地域全体の姿、合併のメリット、課題と対応策をとりまとめ、各町村長に提示した。

これらの気運の高まりを受けて、五月一七日の一二町村の町村長及び議長による意見交換会が小国町で開催され、議会や住民への周知が未だ不十分として、各町村が六月議会の全員協議会等で議論を深め、その後、各町村議会では、合併の是非も含めた検討の場としての検討会設置には概ね理解が得られ、八月二〇日、一二町村長及び議長による「阿蘇地域町村合併検討会」（会長：阿蘇町長。以下「合併検討会」という。）が設置され、今後の町村合併問題への取組方策が協議されることになった。

一月二〇日に開催された第三回合併検討会では、合併特例法の期限である平成一七年を目指して、今後より具体的な検討を行って、いくため、一二町村全体での検討ではなく、【北部六町村（南小国町、小国町、一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村）】、【南部六町村（蘇陽町・高森町、白水村、久木野村、長陽村、西原村）】の枠組みを基本パターンとして、平成一四年二月までに各町村で住民と意見交換を行うことを確認した。以下は、【北部六町村】と【南部六町村】に分け、それぞれの動向を追っていくこととする。

二 阿蘇北部六町村における合併検討の経緯

平成一四年四月一九日、北部六町村の議会で構成する「合併に関する意見交換会」が、首長を交えて実施された。この席で、一の宮町、阿蘇町、波野村は、六町村での任意協議会設置で基本的に一致したが、小国町長は、共通点の多い南小国町との合併を軸に産山村も含めた枠組みで検討を進めるとした。また、南小国町と産山村は、この日は判断を保留したが、五月二七日に行われた意見交換会で、産山村長が地域懇談会やアンケートの結果から中部四町村を軸とした検討、南小国町長が地理的条件や地域的つながりから小国町との合併検討の意向をそれぞれ表明した。

以後、南小国町・小国町の二町と、一の宮町・阿蘇町・産山村・波野村の枠組み（以下「中部四町村」という。）で協議を進めることとされ、これをもって北部六町村一体での協議は終了した。

【阿蘇中部四町村】

平成一四年六月一二日、中部四町村の首長及び議長、議会合併特別委員長による四町村合併問題打合せが開かれ、中部四町村による任意協議会設置について合意に至った。

八月一日、阿蘇中部四町村合併推進協議会（会長：阿蘇町長。以下「中部合併推進協議会」という。）設立総会が開催された。本協議会の委員は、町村長、議会代表、住民代表等によって構成された。

協議初期の段階で、市制施行の選択と合併期日について、町制を希望し、平成一七年三月末までの合併を期限とした産山村・波野村に対し、一の宮町・阿蘇町は市制施行を希望し、これに伴い市制施行に関する人口要件（三万人）特例期間内である平成一六年三月までの合併を主張し、意見が分かれたが、同時期、国レベルで、市制施行要件緩和の期限延長を行う動きが顕在化したため、平成一五年一月の第七回中部合併推進協議会で、平成一七年三月までに合併し、市制施行することと合意に至った。

同時期（平成一四年二月～平成一五年一月）には、中部合併推進協議会が市町村建設計画策定に伴うアンケート調査を実施した。各町村の各家庭にアンケートが配布され、この結果が、新市建設計画の策定に反映されることとなった。

その後の中部合併推進協議会の検討では、新庁舎の設置方式について合意に至ることができず、また、議会議員の選挙区毎の定数の調整がつかずにいたため、平成一五年二月の第八回中部合併推進協議会では、この「新市の事務所設置方式と位置」及び「議会議員の選挙区定数」について、小委員会を設置し、集中して審議することを決定した。五月の第一一回中部合併推進協議会では、新市名称を「阿蘇市」とすることが承認された。

また、五月から六月にかけては、新市建設計画策定のためのワークショップ等が、順次実施された。（一の宮町・六月四日、波野村・五月二四日、産山村・六月二〇日、阿蘇町（住民座談会）・五月二六日～六月二二日）

七月八日、第一三回中部合併推進協議会では、阿蘇町から、既に第五回協議会で決定済となっていた「議会議員の在任特例適用」を見直すよう区長会から要望がなされていることが報告された。この要望の取扱いに関する調整はやや難航し、後日改めて協議することとなり、八月二二日の第一四回中部合併推進協議会では、既に決定済の項目であり協議会で再協議を行うべきでないとする一の宮町、産山村及び波野村と、要望の趣旨を真摯に受け止め再協議すべきとする阿蘇町の意見が対立したが、最終的には再協議は行わないこととなった。

合併協議が進む中で、産山村内では、合併後の国保税等の住民負担の引き上げや、新市周辺部になることでの地域の衰退を懸念する住民グループが、村議会に対し、合併の再考を求める請願書を提出するに至った。村議会では、この請願に対する賛否が分かれたため、判断は村長に一任され、産山村長は八月二二日の町村長会で、中部合併推進協議会からの脱退を表明した。他の首長はこれに対し文書により慰留し、産山村長及び同村議会議長に対し、再考を求めた。

申入書

阿蘇中部四町村合併推進協議会は、一の宮町、阿蘇町、産山村及び波野村の四町村での合併を目指して昨年八月一日の設立以来、これまで一年間、延べ一四回にわたり真摯に協議を重ねてまいりました。そうした中で、今般、突然に貴村長から、四町村による合併の枠組みから離脱するとの意思表明を受けたところであります。

我々阿蘇中部四町村としては、少子高齢化をはじめとする市町村を取り巻く厳しい社会経済環境の変化に適切に対応すると同時に、町村の行財政運営の基盤となる地方交付税をはじめとした地方財政全般の見直しに対応出来る行財政基盤を構築することを目的に、四町村がこれまで歩んできた歴史や文化を大切にしながら、こども達や孫達に暮らしやすい地域をつないでいくために、各町村とも身を切る思いの中で取り組んできたところであります。

その大きな目的に照らすならば、各町村の行財政運営を任せられた町村長及び議会としては、これまでの行財政運営や行政サービスの相違点等についても可能な限り建設的な話し合いを重ねて行けば必ず調整出来るものと信じて、一つ一つの協議を真剣に積み重ねてきたところであります。

また、それぞれの地域が合併を通じてどのような姿をめざすのかを明らかにする新市建設計画等地域住民が合併の適否を判断するための材料となる重要事項の審議が、いよいよこれから始まるという時期であることなどを考慮すると今回の突然の離脱の表明は全く得心の行かないところであります。

貴村の帰趨は、合併協議会を構成する残された町村も含めて、阿蘇中部四町村三万三千人の今後の生活にとっても大変大きな影響をもたらすものであり、合併協議を継続する上で産山村として懸念される課題があれば、あらゆる機会に虚心坦懐にお話しを頂き、納得行くまで調整が出来たものをとの思いが募ります。願わくば是非とも従来同様に四町村の枠組みで検討を進めていかれることを切に希求するものであります。

以上、当協議会に参加する三町村の意向を踏まえて、貴村において再度ご検討いただきますようお願いいたします。

平成一五年八月二二日

産山村長様、産山村議会議長様

阿蘇中部四町村合併協議会会長

しかし、産山村内では、産山村議会も村長の判断に同意する方針を決め、同月二七日の臨時町村長会議で、産山村長から、文書により、中部合併推進協議会離脱の意向が改めて三町村側に伝えられた。

九月一日、臨時の中部合併推進協議会が開催され、出席した産山村長から同協議会を離脱する旨説明がなされた。協議会委員からは慰留の意見もあつたが、最終的には承認され、今後の合併枠組みは、住民への説明も踏まえ、改めて協議することとされた。

同月九日、第一五回中部合併推進協議会が開催され、一の宮町及び阿蘇町は、波野村を含めた三町村での協議継続の意向を示した。この日、波野村からは、村としての意見集約に時間が欲しい旨報告がなされたが、同月一七日の第一六回中部合併推進協議会において、波野村も協議継続の意向を示し、一の宮町、阿蘇町及び波野村（以下、「中部三町村」という。）での合併推進が確認され、名称を阿蘇中部3町村合併推進協議会（以下、「中部合併推進協議会」という。）に改めた。また、これまでの中部四町村での確認事項は今後も引き継ぐことが確認された。

産山村が離脱したことで、小規模な波野村の存在が一層埋没するという不安があるなどの理由により、一〇月一五日、波野村の住民グループが、村長及び村議会に対し「阿蘇中部三町村からの離脱」及び「合併の枠組みを問う住民投票の実施」を求める請願書を提出した。同月二三日の村臨時議会では、請願内容は慎重に取り扱うべきだとして特別委員会に付託、継続審査となり、結論は見送られた。

同月二四日の第一八回中部合併推進協議会では、法定協議会を一一月一八日に設立することを確認。また、事務所設置方式及び位置、選挙区毎の議員定数といった項目について確認すると共に、合併後の施設の地域間バランスを考慮した付帯事項や、新市の財政計画案についても確認された。

波野村は、先の請願にも配慮し、一一月五日、法定協議会への移行についての住民説明会を行い、翌六日からは、村内で「阿蘇中部との合併推進」か「単独」かを問うアンケートを実施した。アンケート結果は同月一二日に集計され、「阿蘇中部での合併推進」六四％、「単独」二九％

という結果となった。

同月一七日、中部三町村議会において、法定協議会設置議案がそれぞれ可決。翌一八日、阿蘇中部3町村合併協議会（会長：阿蘇町長。以下「中部合併協議会」という。）の設立総会が開かれ、中部合併推進協議会で確認された合併協議項目を、法定協議会において改めて確認した。同協議会は、中部三町村の首長、正副議長、住民代表などから構成され、協議会の下に総務課長による幹事会、担当課長による専門部会等が設置され検討が進められることとなった。

二月九日、一の宮町、産山村及び波野村の住民が、「生活圏が一体である」などとして、合併特例法第四条の二に基づく住民発議手続に着手した。

同日開催された第二回中部合併協議会の場でも、この住民発議の動きについて意見が出たが、住民発議の手続は手続として、合併協議は粛々と進め、現在の中三町村の枠組みは堅持していくとの意見が相次いだ。この住民発議については、平成一六年二月二〇日までに、それぞれの町村で請求に必要な有権者の五〇分の一を超える有効署名を添えて本請求がなされた。

一方、中部合併協議会における合併協議は粛々と進み、三月二三日の第六回中部合併協議会で、最後の協定項目となっていた財産及び債務の取扱いを承認して、合併協定調印式を同月二五日に行うことが承認された。

三月二三日、一の宮町及び波野村議会では、合併特例法第四条の二に基づく住民発議（一の宮町、産山村、波野村）に係る法定協議会設置議案を、いずれも賛成少数で否決した。同月二五日には、産山村議会でもこの住民発議に係る法定協議会設置議案が否決され、同日、県知事を取別立会人に合併協定調印式が開催された。

その後、先に各町村議会でも否決された合併特例法第四条の二に基づく住民発議（一の宮町、産山村、波野村）に後続する住民投票に係る手続が進み、また、中部三町村長及び議会に対し、廃置分合議決の延期を求める陳情書を提出した住民グループもあつたが、住民投票手続について

は、一の宮町で署名数が町有権者の六分の一に達せず終了するなど、既定の方向性を揺るがすには至らなかった。

合併協定調印を終えた後も、合併協議会内の小委員会、個別論点についての議論がなお続けられ、三町村間で意見の相違が見られる事項についての調整が続いたが、七月二日、三町村議会で廃置分合関連議案がすべて全会一致で可決された。

七月二六日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、県から総務大臣への市制施行協議を経て、九月三〇日、県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、一〇月七日の総務大臣への廃置分合届出を経て、一一月五日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、平成一七年二月一日、新市「阿蘇市」が誕生した。

【産山村】

平成一五年九月一日、臨時に開催された中部合併推進協議会の場で産山村長が同協議会離脱の意向の説明を行い、承認されたことは先述した。産山村は、同月五日から八日にかけて住民説明会を行い、離脱の経緯について説明した。

村では、今後の村政運営の方向性を定めるべく、一〇月、全村民を対象に、合併相手を明示せず「合併が必要かどうか」のアンケート調査を行ったところ、合併は必要との意見が約六割を占めた。

一月に行われた産山村の住民集会では、出席者から、合併枠組みについて「村単独」「阿蘇中部への復帰」「小国郷」といった声や、合併枠組みを問う住民アンケートの実施を求めるといった様々な意見が出された。二月九日には、一の宮町、産山村及び波野村の住民が、合併特例法第四条の二に基づく、三町村での法定協議会設置を求める住民発議に着手。同月一八日には、産山村で、住民から村長に対して「合併に関する住民意向調査を求める」請願書が提出された。

このように、住民側から今後の合併の方向性を問う動きが顕在化してきたことから、村長は、住民投票により民意を問うこととし、条例案を議会に提案した。

条例案は、「中部四町村」「小国郷」の何れを選択するかという内容のものであったが、平成一六年一月七日の産山村議会臨時議会では、「村単独」の住民意向も強いとの意見が多く、村長が提案した住民投票条例案は賛成少数で否決された。そこで、改めて、選択肢に「単独」を追加した議員提案の住民投票条例案が、二月四日の臨時議会に提案され、賛成多数で可決された。住民投票の実施は三月七日と決した。

住民投票の結果、「阿蘇中部」が四四・五％（五二五票）、「小国郷」が一四・九％（一七六票）、「単独」が四〇・六％（四八〇票）となり（当日有権者数一、四三八人、投票率八三・三％）、単独志向と拮抗しつつも、先に離脱した阿蘇中部の枠組みが最も支持される形となった。

産山村長は、議会と相談しながら方針を検討し、最終的には議会の議決を経たいとしていたものの、同月二五日の産山村議会では、住民投票の結果を受けて村議会合併特別委員会委員長が提案した「一の宮町・阿蘇町・波野村との合併推進に関する決議」案が、賛成少数で否決され、住民投票の結果とは分かれてしまった。また、同月二三日に一の宮町及び波野村の両議会で既に否決されていた合併特例法第四条の二に基づく住民発議（一の宮町、産山村、波野村）に係る法定協議会設置議案も、賛成少数で否決された。

四月一二日には、合併特例法第四条の二に基づく住民発議（一の宮町、産山村、波野村）に後続する住民投票手続が始まったが、一の宮町で署名が集まらなかったことから、手続は終了した。

以後、村では合併に向けた具体的な動きが顕在化することはなかった。

【小国郷二町】

平成一四年五月二七日に行われた合併に関する意見交換会で、産山村長が中部四町村を軸とした検討、南小国町長が小国町との合併検討の意向をそれぞれ表明したことは、先述のとおりである。

相前後するが、同年五月中旬、小国町では合併に関する住民懇談会が開催され、参加者に対するアンケート調査が行われた。懇談会に参加した約六五〇人に調査票が配布され、うち六〇五人が回答した結果、合併

の相手先として「南小国町」が六五%と、他の枠組みを大きく引き離した。以下「南小国町・産山村」一五%、「小国郷十大分県中津江村、上津江村」一一%と続き、約九割が南小国町を軸とする合併を志向しているという結果が出た。

六月下旬には、南小国町で合併に関する地区説明会が行われ、この際の参加者へのアンケート(二九五人が回答)では、「合併したほうがよい」三六%、「合併しないほうがよい」三五%と、拮抗する結果となったが、合併の相手先としては「小国町」が六四%、「阿蘇中・北部一体」八%、「その他・無回答」二八%となった。

その後、一〇月二三日、南小国町・小国町の合併に関する両町長合同会議が開催され、首長、議長、議会正副特別委員長等が出席し意見交換を行った。一月五日、一月二日には、両町議会による意見交換会も開催され、両町長も出席した二月二日の会合では、任意協議会の設置について合意に至り、後日、両町長会合で、正式に任意協議会設立が合意された。

これを受けて、平成一五年一月二七日(三〇日)には、両町でそれぞれ任意協議会設置にあたっての住民説明会が開催された。

二月五日、小国郷二町合併任意協議会(会長小国町長。以下「任意協議会」という。)が設置された。協議会には、両首長と、議会代表五人ずつが参画した。

任意協議会では、住民における議論を深めることを目的に、三月、「新小国郷まちづくりプラン委員会」を設置し、町民主体の本委員会において、地域の将来構想(将来ビジョン)を策定するにあたっての調査研究等を進めていくとされた。一〇月二三日の第一二回任意協議会で、「新小国郷まちづくりプラン(骨子要約版)」が了承された。

協議が進展するなか、小国町からは、民間の学識委員を加え、法定協議会へ移行して協議すべきとの意見が出始めていたが、一方の南小国町は、任意協議会レベルで更に検討すべき事項があるとの立場を採っていた。

一月中旬、両町でそれぞれ住民説明会が行われた後、南小国町で、

同月二日から二月八日にかけて、小国町との法定協議会設置の賛否を問う住民アンケートが、一八歳以上の住民を対象に実施された。一月一七日に結果が公表され、「賛成」二五・二%、「条件付き賛成」一一・一%、「反対」六一・五%、「未記入等」二・二%となった。(送付総数四、一四三、回収率五六・八%)

この結果を受けて、南小国町議会では、法定協議会移行は時期尚早として、当面の間、任意協議会で議論を継続する方針を固めた。

同月二五日の町長会では、県阿蘇地域振興局長からの調整案に基づき、今後の協議の進め方について、平成一五年度内を目的に、任意協議会に民間委員を加え、新町の名称、事務所の位置など先行協議項目を具体的に協議し、法定協議会移行を判断することが、両町長間で確認され、両町議会でも了解された。

平成一六年一月一日、第一三回任意協議会から新たに民間委員が参加し、引き続き協議を深めていくこととなった。同月一九日には、小国郷二町合併推進任意協議会(会長小国町長。以下「小国郷合併推進協議会」という。)へ改称して、第一回会合が開催された。合併の方式を「新設合併」とし、合併の期日を「合併特例法の適用を受けられる期間内」とすることを決定。また、新庁舎問題など重要項目について審議する小委員会が設置された。

その後、平成一五年度内の法定協議会移行を目標に協議が続いたが、議会議員の取扱い、新町の庁舎問題等について合意点が見出せなかった。

協議の末、三月二五日の第七回小国郷合併推進協議会で、新町の名称は「小国町」、新町の事務所的位置は「現在の南小国町役場裏」とすることに決定した。これにより、法定協議会移行前の先行協議項目は「議員定数及び任期の取扱い」のみとなり、両町は、この議論も続けながら、法定協議会移行に向けた手続を進めることとし、四月一九日から、両町において法定協議会移行にあたっての住民説明会が行われた。

五月一二日、両町議会で、法定協議会設置議案を可決したが、同日の南小国町臨時会では、町長が「小国町との合併の是非を問う住民投票条例案」を六月定例会に提出する考えを表明した。町長は、先の住民アン

ケートの結果をおして法定協議会を設置する以上、住民投票を行うことで民意を明確にする必要があるとの意向を示した。

六月一日、小国郷合併協議会（会長：小国町長）が設置された。同日、第一回会合が開かれ、小国郷合併推進協議会での先行協議項目を改めて確認した。また、議員の定数及び任期の取扱いについては、①議員定数は一八人。ただし、設置選挙に限り定数二〇人。②議員任期は、特例を適用せず、設置選挙に限り、旧町毎の選挙区を設置。選挙区毎の定数は、（案1）それぞれ一〇人、（案2）旧財産組合の負担割合に準じて、旧南小国町選挙区八人、旧小国町選挙区一二人、との提案が行われ、次回以降詳細な検討がなされることとなった。

同月九日、南小国町議会では「南小国町の合併についての意思を問う住民投票条例」議案が可決された。南小国町長は結果が僅差でも数の多い方の民意を尊重するとした。

同月一五日の第二回小国郷合併協議会では、懸案の議員定数及び任期の取扱いについて、両町とも前回提案の内容をほぼ了承したものの、選挙区毎の定数についての意見集約ができず、結局、同月二九日の第三回小国郷合併協議会で、他の選択肢も含め、小委員会でも検討することが決まった。

同月二四日、南小国町の住民投票が告示され、七月一日に投票とされた。投票率は七九・一六%で、結果、賛成二五・六%（八二八票）、反対七四・四%（二、四〇七票）と、反対票が賛成を大きく上回る結果となった。

翌一二日の南小国町議会町村合併特別委員会では、合併協議の継続は困難との意見が大勢であったが、結論は同月二一日の民間委員との合同検討会の場に出すこととなり、この合同検討会の結果、法定協議会を解散すべきとの結論に至った。

これを受け、翌二二日、南小国町が小国町に対して法定協議会廃止について正式に申入れを行った。翌二三日の小国町合併検討委員会では、この申入れを受諾、法定協議会を廃止するとの結論に至った。

同月二八日の第四回小国郷合併協議会で協議会解散が確認され、八月

六日、南小国町及び小国町議会で、平成一六年八月三十一日付での法定協議会解散が議決された。

以後、二町では、合併特例法期限内の合併を模索する動きが顕在化する事はなかった。

三 阿蘇南部六町村における合併検討の経緯

平成一三年一月二〇日の第三回合併検討会の席で、北部・中部の六町村、南部六町村の枠組み毎に意見交換を行い、合併を前提とした任意協議会の設置を検討していくことが確認された後、南部六町村の首長等は、一二月六日に会合を開き、この席で、六町村の枠組みを基本に平成一四年四月を目途に任意協議会設置を目指すことを確認、各町村で議会を交えた具体的な検討を進めることとなった。

平成一四年二月六日、六町村長及び議長、正副委員長が出席し、第一回南阿蘇地域町村合併問題検討会（以下「南阿蘇合併検討会」という。）が開催され、任意協議会設置までの取組みと、その設置時期等について協議がなされた。ここでは、四月までを目処に各町村で住民説明会を実施し、枠組みについての意思固めを行うことを確認。次回会議に枠組み案を持ち寄り、基本的な枠組みを決定し、任意協議会設置に取り組みことを確認した。

六月一〇日、六町村の首長、議長、正副委員長が出席し、第二回南阿蘇合併検討会が開催された。ここで、白水村長からは白水村、久木野村、長陽村の三村案が示されるとともに、西原村長は、五月に実施した村内住民アンケートの結果を基に、南部六町村の枠組みから離脱すると表明し、結局、枠組み離脱を明言した西原村を除く五町村で、改めて検討会を開くことが決まった。

この頃（平成一四年五～六月）、白水村・久木野村・長陽村でも、それぞれ住民アンケートが実施されており、合併枠組みについては、それぞれ次のような結果となった。

白水村は、五月中旬に二〇歳以上の住民に対して実施。配布数三、八

一九、回収三、二九四（八六・三％）。「白水村・久木野村・長陽村」二、一八六、「未記入」五三〇、「南阿蘇南部六町村」四三二、「白水村・久木野村・長陽村・高森町」八二（選択肢にない回答）。

久木野村は、六月に全世帯対象に実施。配布数七四三、回収数六八七（九二・五％）。「白水村・久木野村・長陽村」四九九、「白水村・久木野村・長陽村・高森町」九二、「南阿蘇南部五町村」六五、「その他」一五。

長陽村は、五月に二〇歳以上の住民を対象に実施。配布数四、〇五三、回収三、二四四（八〇・〇％）。「南阿蘇南部六町村」以外の枠組みについては自由回答で聞いた。結果、「白水村・久木野村・長陽村」一、五六五、「南阿蘇南部六町村」三八七、「阿蘇町、西原村、長陽村」三六一、「未記入」一二、「その他」三。

七月には、高森町において、町内全世帯を対象としたアンケート調査が実施された。結果、「合併が必要」としたのは四九・三％であり、その際の枠組みについては、「白水村・久木野村・長陽村との合併」が四八・五％、「白水村・久木野村・長陽村・蘇陽町との合併」が四七・四％となり、拮抗する結果となった。この間も教次に亘って五町村長と地域振興局長の意見交換がなされた。

五町村での開催となった八月九日の第三回南阿蘇合併検討会の席では、蘇陽町及び高森町は、南阿蘇地域は従来から観光振興や基盤整備等に一体的に取り組んできており関係が深いとして、五町村での合併を強く主張した。これに対して、白水村、久木野村、長陽村の三村は、各村で行われた住民アンケートの結果、三村合併を希望する枠組みが多かったため、住民の意向を尊重するとし、三村での合併検討を進める意向を表明した。検討会では、最終的にはこれを承認した。

この日をもって南阿蘇合併検討会は解散することとされ、今後三村が合併を検討し、蘇陽町及び高森町は各々で今後の対策を検討することとなった。

【南阿蘇三村（白水村、久木野村、長陽村）】

平成一四年九月一二日、南阿蘇三村の首長・議長等による会合で、任

意協議会の設置が確認され、一〇月一〇日に南阿蘇三村合併推進協議会（会長：長陽村長。以下「南阿蘇合併推進協議会」という。）が設置された。同協議会は、南阿蘇三村の首長、議会代表、県阿蘇地域振興局長等により構成され、平成一五年五月の法定協議会移行、平成一七年三月の合併を目指し、将来ビジョン骨子の策定や、合併協定項目の洗い出し等がスタートした。

一五年一月二九日、高森町長と正副議長が同協議会への参加を久木野村、長陽村に申し入れたが、この動きは結果的に不調に終わった。

この地域は、いわゆる平成の大合併で、本県で唯一「村」だけの合併検討が開始された地域であった。このため、検討初期の段階では、合併後「町」となるか「村」となるかが、協議会での一つの関心事となった。

二月五日の第四回南阿蘇合併推進協議会では、平成一五年四月一日付で法定協議会に移行することに合意した。また、三村合併後の町制施行については、三村で実施したアンケートの結果、「村」を希望する回答が五三％と、「町」の四七％を上回ったものの、アンケートの調査方法が三村間で異なる等の理由から、慎重に検討することとなった。白水村、久木野村では、「二六歳以上の全住民」を対象とした長陽村の調査方式に合わせる形で、二月下旬にアンケートを再度実施、三月五日にアンケート結果が公表され、合併後の町制施行について、三村全体で「村」が五七％と、「町」の四二％を上回り、「村」とすることに決定した。

法定協議会設置議案については、三月一四日までに三村議会で順次可決され、四月一日、南阿蘇三村合併協議会（法定協議会 会長は長陽村長）（以下、「南阿蘇合併協議会」という。）が設置された。同協議会は、首長、議会代表、学識経験者、県阿蘇地域振興局長により構成され、協議会の下に村長会、総務課長による幹事会等が設置され、これ以降、各合併協定項目についての具体的な協議が行われた。

新村建設計画の策定に向けた取組みも本格化し、平成一五年八月の三村住民アンケートや、九月の三村合同ワークショップ等の結果が、計画策定に活かされた。

南阿蘇合併協議会は、月一回程度のペースで開催され、合併協議は、決定的な対立点が浮上することなく進んだ。平成一六年六月一日の第一五回南阿蘇合併協議会で新村建設計画を確認、全四三協定項目のすべてを確認した。同日、県知事を特別立会人に合併協定調印式を開催。同月一七日に久木野村議会、同月二二日に長陽村議会、同月二五日に白水村議会、それぞれ全会一致で廃置分合関連議案が可決された。

七月二日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、九月三〇日の県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、一〇月七日の総務大臣への廃置分合届出を経て、一月五日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、平成一七年二月一三日、「南阿蘇村」が誕生した。

【蘇陽町】

蘇陽町では、平成一四年九月末から一〇月上旬にかけて、町村合併に関する住民アンケートが実施された。二〇歳以上の町民四四一八人を対象に実施されたこの調査では、三七二六人が回答(回収率九六・五八%)。合併相手として「矢部町・清和村」が四四・四%、「高森町」が四三・二%、「単独」一〇・四%、「無回答」二・〇%と、民意は大きく二分される結果となった。

このため、町執行部及び議会は、一〇月一六日、矢部町、清和村、高森町に対し、合同検討会の開催を申し入れた。これを受けて、関係首長の打合せが行われ、その後、一二月六日、蘇陽町、矢部町、清和村の三町村長、正副議長等による意見交換会の中で、「三町村の枠組みで合併検討を進めることを各町村の一二月議会で正式に表明し、一月下旬に任意協議会を設置することを確認した。しかし、先のアンケートの結果のとおり、高森町を指向する住民も多く、同月一日には、町内伊勢地区の住民等により、高森町との法定協議会設置を求める住民発議手続が開始された。

平成一五年一月九日、蘇陽町、矢部町、清和村の三町村長が、三町村による枠組みで合併協議を進めるため、一月二二日付で任意協議会を設置することを確認した。

以後の動向は、「上益城地域」の項で詳しく述べるが、結果的にはこの三町村の枠組みにより、郡を越えた形での合併が成就し、平成一七年二月一日、「山都町」が誕生した。

【高森町】

平成一四年八月九日の第三回南阿蘇地域町村合併検討会で、白水村、久木野村、長陽村が三村合併の意向を示したことで、高森町は今後の方策を検討することになり、町は、今後の町政方針について、一〇月末から住民説明会を開催した。

二月一日、隣接する蘇陽町の伊勢地区の住民等により、高森町との法定協議会設置を求める住民発議手続が開始された。

一方、高森町では、平成一五年一月二八日、町議会全員協議会で、南阿蘇三村合併任意協議会への参加の方針が確認され、翌二九日、町長及び正副議長が久木野村と長陽村を訪問、枠組みに参加したい旨の申入れを行っているが、結果的にはこの申入れは不調に終わった。

四月一八日、高森町長は、蘇陽町の住民発議に基づく法定協議会設置議案の議会付議についての意見照会に対し、既に蘇陽町が矢部町・清和村との任意協議会に参加していたことから、議会付議しない旨蘇陽町長に回答し、蘇陽町における住民発議手続は終了した。

同月二七日、任期満了による高森町長選が投開票された。現職が引退し新人三名の争いとなり、元町議が初当選。新町長は、合併問題については、将来的には必要との立場を表明した。

五月一二日、高森町芹口地区の住民等が、「町単独では財政面や住民サービスの維持に不安があり、将来的な南阿蘇一体の合併の為にも段階的な取り組みが必要である」などとして、蘇陽町との法定協議会設置を求める住民発議手続に着手した。六月二三日、請求に必要な町有権者の五〇分の一(一二五人)を超える二二四人(町有権者の三・四%)分の有効署名を添えての本請求に至った。

しかし、八月八日、蘇陽町長が高森町を訪問し、蘇陽町で既に矢部町・清和村と任意協議会での検討が始まっていたこと等を理由に、高森町長

に対し法定協議会設置議案を議会付議しない旨回答がなされ、住民発議手続は終了した。

その後、平成一六年四月一日に、蘇陽町及び高森町の両町住民が、二町での法定協議会設置を求める合併特例法第四条の二に基づく住民発議の手続に着手、蘇陽町では一、〇一五人（町有権者の二五・一％）、高森町では七九一人（町有権者の二二・七％）の有効署名が集められ、本請求に至ったが、七月二六日、両町議会とも賛成少数でこれを否決した。住民グループは後続の住民投票手続に着手したが、結局署名簿の提出に至らないまま手続が終了し、これ以降は町内で合併に関する目立った動きは見られなかった。

【西原村】

平成一四年六月一〇日、第二回南阿蘇合併検討会で、西原村長は、村内住民アンケートの結果を受け、南部六町村の枠組みから離脱することを表明した。この住民アンケートは五月上旬～中旬にかけて全戸配布で実施されたもので、このうち、合併枠組みを問うた項目については、「大津・西原」六二一票、「益城・西原」一七八票、「大津・菊陽・益城・西原」二五六票、「その他」一一四票という結果であった。

西原村は、平成一三年一〇月以降、菊池郡大津町長から合併検討の打診を受けていたが、平成一四年六月二五日、西原村長は記者会見で、住民アンケート結果も尊重し、大津町からの合併協議の申し出を受け入れる旨表明した。

ところが、平成一四年夏にかけて、大津町で西原村及び旭志村との三町村合併に向けた動きが顕在化すると、西原村長は、旭志村を含めた三町村合併については、住民への説明が不十分で、また、(当時)市制施行要件緩和特例の期限となっていた平成一六年三月までの合併は困難であるなどの理由から、大津町との合併協議の方向を一旦白紙化した。

しかし、村民には大津町を志向する意見は根強く、一〇月一五日、西原村小森地区住民等による大津町との法定協議会設置を求める住民発議手続が開始された。一二月二六日になされた本請求には、請求に必要な

村有権者の五〇分の一（九八人）を超える二、一八一人（村有権者の四四・五％）の有効署名が添えられ、翌二七日、西原村長が大津町長に法定協議会設置請求の議会付議について意見照会した。同時期、大津町でも、西原村との法定協議会設置を求める住民発議手続が進められていた。こちらは平成一五年一月九日に本請求に至り、同月一四日、大津町長から西原村長に対し、法定協議会設置議案の議会付議についての意見照会がなされた。これらの住民発議に対し、大津町長、西原村長はそれぞれ議会付議する旨表明した。

一方、西原村内では、二月一八日、益城町に程近い河原地区の住民等が、行政面での関係や生活圏の一体性等を理由に益城町との法定協議会設置を求める住民発議の手続に着手した。

五月二〇日、大津町議会臨時議会では、西原村との法定協議会設置議案は継続審査となった。これを受け、同月二三日、西原村議会の臨時議会でも、大津町との法定協議会設置議案について継続審査とした。

六月一〇日、西原村で益城町との法定協議会設置を求める住民等は、請求に必要な村有権者の五〇分の一（一〇〇人）を超える一、一五〇人（村有権者の二三・一％）の有効署名を添えて本請求。同月一二日、西原村長が益城町長に対し、住民発議に基づく法定協議会設置議案の議会付議についての意見照会を行った。

「大津町」「益城町」と、住民発議が重なったこの時期、西原村長は、当面は相手方である二町の判断を見守りたいとしつつも、大津町との法定協議会設置を軸に進めていきたいとの意向を示した。

しかし、継続審査となっていた大津町と西原村の法定協議会設置に関しては、大津町議会では、七月三日に否決され、これにより西原村における大津町との合併を求める住民発議の手続は終了した。

一方、八月五日、益城町長は、西原村の住民発議に基づく法定協議会設置議案について議会付議する旨西原村長宛回答したが、同月一四日、益城町議会では、西原村との法定協議会設置議案は継続審査となった。

西原村議会では、大津町との合併の可能性を残すべきなどの意見から、大津町との法定協議会設置議案については継続審査のままになって

いたが、大津町が菊池南部四町での法定協議会を設置するに至ったことから、九月一八日、賛成少数でこれを否決し、大津町における西原村との合併を求める住民発議の手続が終了した。

西原村執行部や議会では、可能性が残る益城町との法定協議会設置について前向きに検討するべきとの気運が高まり、一月九日、村議会合併特別委員会では、益城町との法定協議会設置議案を可決した。

しかし、一方の益城町議会合併特別委員会は、同月一〇日、西原村との法定協議会設置議案を継続審査とすることを決定し、同月一九日、西原村、益城町の両議会が法定協議会設置議案が審議されたものの、共に継続審査となった。

結果的には、平成一六年三月一五日、益城町議会が、西原村との法定協議会設置議案を否決し、これにより西原村における住民発議の手続は終了し、西原村議会でも、六月一七日の村議会で、益城町との法定協議会設置議案が否決され、以後西原村では表立った合併模索の動きは無かった。